

第十回国会 大蔵委員会 議録 第二十六号

昭和二十六年三月二日(金曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直己君 理事 天野 久君

大上 司君 島村 一郎君

清水 逸平君 苦米地英俊君

三宅 則義君 宮崎 靖君

内藤 友明君 宮崎 喜助君

松尾トシ子君 竹村宗良一君

深澤 義守君 中野 四郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官(主 佐藤 一郎君

計局法規課長)

大蔵事務官(主税局長) 平田敏一郎君

大蔵事務官(銀行局長) 舟山 正吉君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月一日

農林漁業資金融通特別会計法案(内閣提出第六三三号)

閣議定案法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農林漁業資金融通特別会計法案(内閣提出第六三三号)

閣議定案法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六六六号)

金融政策に関する件

○農林委員代理 これより会議を開きます。

昨日本委員会に付託に相なりまし

た農林漁業資金融通特別会計法案、及

び閣議定案法の一部を改正する法律案

の両法案を議題といたしまして、政府

当局より提案趣旨の説明を求めます。

西川政府委員。

農林漁業資金融通特別会計法案

農林漁業資金融通特別会計法

(設置)

第一條 農林漁業資金融通法(昭和

二十六年法律第 号。以下「法」と

いう。)による貸付に関する政府の

経理を明確にするため、特別会計

を設置し、一般会計と区分して経

理する。

(管理)

第二條 この会計は、農林大臣が、

法令の定めるところに従い、管理

する。

(資本)

第三條 この会計においては、第四

條第一項に規定する一般会計及び

米國対日援助見返資金特別会計か

らの繰入金に相当する金額をもつ

て資本とする。

(歳入及び歳出)

第四條 この会計においては、貸付

金の償還金及び利子、一般会計及

び米國対日援助見返資金特別会計

からの繰入金、第十二條の規定に

よる借入金並びに附屬雑収入をも

つてその歳入とし、貸付金、同條

の規定による借入金の償還金及び

利子、事務取扱費その他の諸費を

もつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計及び米

國対日援助見返資金特別会計から

の繰入金、この会計の資本に充て

るため、予算の定めるところによ

り、この会計に繰り入れるものと

する。

(歳入歳出予算計算書の作製及び

送付)

第五條 農林大臣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出予算計算書を

作製し、大蔵大臣に送付しなけれ

ばならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書に

は、左の書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損

益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸

借対照表及び予算損益計算書

三 前年度及び当該年度の貸付計

画表

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に

従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この

会計の予算を作成し、一般会計の

予算とともに、国会に提出しなけ

ればならない。

2 前項の予算には、第五條第二項

に規定する歳入歳出予算計算書及

び同條第二項各号に掲げる書類を

添附しなければならない。

(利益の処分)

第八條 この会計において、毎会計

年度の損益計算上利益を生じたと

きは、政令で定めるところによ

り、これを一般会計に繰り入れな

ければならない。

(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計

年度の決算上剰余金を生じたとき

は、当該剰余金(当該年度におい

て、前條の規定により一般会計に

繰り入れなければならない額があ

るときは、その額を控除したも

の)を翌年度の歳入に繰り入れな

ければならない。

(歳入歳出決算計算書の作製及び

送付)

第十條 農林大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予算計算書と同一の区分

により、この会計の歳入歳出決算

計算書を作製し、大蔵大臣に送付

しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算計算書に

は、当該年度の貸借対照表及び損

益計算書を添附しなければならない

い。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、

一般会計の歳入歳出決算とともに

に、国会に提出しなければならない

い。

2 前項の歳入歳出決算には、前條

第一項に規定する歳入歳出決算計

算書並びに同條第二項に規定する

当該年度の貸借対照表及び損益

計算書を添附しなければならない

い。

(借入金)

第十二條 この会計において貸付金

を交付するため必要があるとき

は、第三條に規定する資本の額の

範圍内で予算をもつて定め金額を

限度として、この会計の負担において、資金運用部から借入金をする事ができる。

(借入金の借入及び償還等の事務)
第十三條 前條の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第十四條 第十二條の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(経費支出の制限)

第十五條 この会計において、第十二條の規定による借入金の利子及び事務取扱費その他の諸費を支出するには、毎会計年度末におけるこれらの経費の支出済額の合計額が当該年度末における貸付金の利子及び附属雑収入の収納済額の合計額をこえないようにしなければならない。

(余裕金の預託)

第十六條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(資金交付)

第十七條 政府は、法第五條第一項の規定により金融機関に対し貸付に関する業務を委託した場合においては、当該金融機関に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(支出未済額の繰越)

第十八條 この会計において、支拂業務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法案第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十九條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の三を同條第十三号の四とし、同條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国営競馬特別会計、」の下に「農林漁業資金融通特別会計、」を加える。

関税定率法の一部を改正する法律案
関税定率法の一部を改正する法律案

第二條を次のように改める。
第二條 従価税品ノ課税価格ハ其ノ物品ノ輸出ノ際ニ當該物品又ハ同種ノ物品ガ輸出ニ於テ通常ノ卸取引ノ量及方法ニ依リ販売セラルル価格(輸出ニ際シ免除又ハ拂戻ヲ受タベキ内消費税ノ額ヲ除ク)ニ輸出港ニ於ケル船積込ノ通常ノ費用(課税金ヲ課セラルル場合ニ於テハ其ノ課税金ヲ含ム)並ニ本邦輸入港ニ至ル迄ノ運賃及保険料ヲ加ヘタル價格トス

輸入申告書ニ添付セラレタル仕入書其ノ他ノ書類ニ依リ前項ノ課税價格ヲ決定スルコトヲ得ル場合ニ於テハ此等ノ書類ニ依リ同項ノ課税價格ヲ決定ス
輸入申告書ニ仕入書其ノ他ノ書類ヲ添付セザルトキ又ハ此等ノ書類

ニ記載セラレタル事実が真実ト認ムルコト能ハザルトキ其ノ他此等ノ書類ニ依リ難キ事由アリト認メラルトキハ最近ニ輸入港ニ到着シタル同種又ハ類似ノ物品ノ前項ニ依リ課税價格ニ基キ第一項ノ課税價格ヲ決定ス

輸入港ニ到着ノ時ヨリ輸入ノ時迄ノ期間長期ニ亘リタル物品ニシテ其ノ物品ノ價格當該期間中ニ著シク変動シ第二項ニ依リ課税價格ヲ決定スルコト著シク不適当ト認めラルルトキ亦前項ニ同ジ
前各項ノ規定ニ依リ其ノ物品ノ課税價格ヲ決定スルコト能ハザルトキハ同種又ハ類似ノ物品ノ国内ニ於ケル卸売價格ヨリ輸入税其ノ他ノ課税金及輸入港ヨリ卸売市場ニ至ル迄ノ費用ヲ控除シタルモノヲ以テ課税價格トス

第三條、第四條及び第五條中「勅令」を「政令」に改める。
第五條ノ二第一項を次のように改める。
第五條ノ二 不當廉売品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉売ニ因リ本邦ニ於ケル産業ガ危害ヲ被リタル旨又ハ被ル虞アル旨ノ申出アリタル場合ニ於テ政府必要ナル調査ヲ為シ不當廉売ノ事業ヲ確認シ且當該産業ヲ保護スル為必要アリト認めムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ當

該物品ノ正当價格ニ對スル関税ヲ課スルト共ニ正当價格ト當該物品ノ不當廉売價格トノ差額ニ相當スル額ノ関税ヲ併セ課スルコトヲ得
同條第二項中「前項ノ規定ニ準ジ」を「同項ノ規定ニ準ジ」に、「附加関税」を「同項ノ関税ノ合計額ヨリ當該物品ニ付既ニ納付セラレタル関税ノ額ヲ控除シタル額ニ相當スル関税」に改め、同條第三項中「附加」を削る。

第六條を次のように改める。
第六條 米、粳、大麦、小麦又ハ小麦粉ニ付左ノ各号ノ一ニ該当スル事由アルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ其ノ輸入税ヲ低減又ハ免除ス
一 米、粳、大麦、小麦又ハ小麦粉ノ第二條第一項ノ課税價格ニ輸入税及卸売市場ニ至ル迄ノ費用ヲ加算シタルモノガ一般ニ國産ノ同等品ノ国内卸売價格ヨリ高価ナルトキ
二 凶作又ハ天災、事変其ノ他緊急ノ場合ニ於テ必要アルトキ
第七條中第四号を次のように改める。

四 削除
同條中第十号を次のように改める。

同條中第十号を次のように改める。

十 国又ハ地方公共団体ノ経営ス

ル学校、博物館、物品陳列所、研究所等ノ施設及政令ヲ以テ指定シタル私立ノ此等ニ準ズベキ施設ニ陳列スル標本若ハ参考品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ又ハ學術研究若ハ教育ノ為此等ノ施設ニ寄贈セラレタル物品

同條第十二号を次のように改める。
十二 国ノ専売品ニシテ政府又ハ日本専売公社ノ輸入ニ係ルモノ

同條第十四号中「旅客ノ身分ニ相当スルモノ」を「本人ノ使用スルモノ」に改める。
同條第十六号を次のように改める。

十六 引越ノ際本人又ハ其ノ家族ノ用品、職業上必要ナル器具其ノ他通常且相応ノ家財道具但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

同條第十七号但書を次のように改める。
但シ第八條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品及第九條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ヲ除ク

同條第十八号中「政令」を「政令」に改める。
同條第十九号中「水産物及」の下に「当該船舶内ニ於テ製造シタル」を加え、「ニシテ工程ノ簡單ナルモノ」を削る。

第一類第六号 大蔵委員会議案第二十六号 昭和二十六年三月二日

同條第二十二号中「本邦ヨリ出港シタル船舶」の下に「又ハ航空機」を加え、「該船舶離脱シタル」を「該船舶又ハ航空機事故アリタル」に改め、同号但書を次のように改める。

但シ第八條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品並ニ第九條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ヲ除ク

同條第二十三号を次のように改める。
二十三 削除

同條第二十四号を次のように改める。
二十四 航空機ノ発着又ハ航行ノ安全ノ為必要ナル機械及其ノ部分品ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ並ニ外国航行ノ航空機ニ航空機用又ハ修繕用ノ為引渡スル物品

第八條第一号、第二号及び第二号ノ二中「政令」を「政令」に改める。
第九條第一項中「政令」を「政令」に改め、同條第二項を次のように改める。

輸入原料品ニシテデウレチンノ製造ニ使用スルモノコニ豆、機械用又ハ工業用ニ供スル為形作リタル貴石製品ノ製造ニ使用スル貴石並ニアセトン及ブタノールノ製造ニ使用スルモノノ変性糖蜜ニハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

同條第四項中「又ハ第二項」を削る。

同條第三項の次に次の四項を加える。

第一項及第二項ニ規定スル製造品ノ製造ニハ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混用スルコトヲ得ズ但シ予メ税関長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項及第二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ以テスル製造工場ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ免除ヲ受ケタル輸入税ヲ追徴ス但シ第一号及第二号ノ場合ニ於テ其ノ期間内ニ輸入原料品又ハ其ノ製品ガ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第一項ノ輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ又ハ政令ノ定ムル所ニ依リ税関長ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外其ノ製品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シ若ハ当該原料品輸入ノ日ヨリ二年以内ニ輸出セザルトキ

二 第二項ノ輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ又ハ当該原料品輸入ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ製造ヲ終ヘザルトキ

三 第四項又ハ前項ノ規定ニ違反シタルトキ

第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス

第十條 船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用スル鉄鋼材、機件、機件、機件部分品、機件又ハ機件部分品ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ及新規ノ發明ニ係ル此等ノ物品又ハ本邦ニ於テ製作困難ナル此等ノ物品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノニハ輸入税ヲ免除ス

前項ニ規定スル物品ヲ使用シテ船舶ノ建造又ハ修繕ヲ為サントスル者ハ其ノ物品ノ輸入免許前ニ其ノ物品ノ種類及数量、当該船舶ノ種類(修繕ノ場合ニ在リテハ特定シタル船舶ノ修繕ノトキニ限ル)、建造又ハ修繕ヲ完了スベキ期日其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル事項ニ付税関長ノ承認ヲ受ケベシ

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ノ輸入免許ヲ取消シ又ハ輸入税ヲ追徴ス但シ政令ノ定ムル所ニ依リ税関長ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前項ノ承認ヲ受ケタル物品ヲ当該船舶ノ建造ニ使用セザルトキ

二 前項ノ承認ヲ受ケタル竣工期日迄ニ当該船舶ノ建造ヲ終ヘザルトキ

三 前項ノ承認ヲ受ケタル修繕ヲ完了スベキ期日迄ニ修繕ニ使用スベキ物品ヲ其ノ使用ニ供セザルトキ

第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス

第十一條 第一号を次のように改める。
一 阿片其ノ他ノ麻薬及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノ及政府ノ認許ヲ得テ輸入スルモノヲ除ク

本則中第十二條の次に次の一條を加える。
第十三條 大蔵大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ別表ノ改正、関税法第一條但書ノ協定ニ関スル事項其ノ他ノ関税率ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議スル為関税率審議會ヲ置ク

関税率審議會ハ関税率ニ関スル事項ニ付大蔵大臣ニ建議スルコトヲ得

関税率審議會ハ大蔵大臣及委員四十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ関係各庁ノ職員及學識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス

大蔵大臣ハ會長トシテ會務ヲ總理ス

委員ハ非常勤トス

前四項ニ規定スルモノノ外審議會ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

別表を次のように改める。

三

別表

輸入税表
税率は、すべて従価税率とする。

番号	品名	税率
一〇一	第一類 植物及び動物(牛活力を有するものに限る。)	無税
一〇二	栽培用又は接木用の植物、枝、幹、葉及び根	無税
一〇三	繁殖用植物類	無税
一〇四	一 酢菌	一割
一〇五	二 その他	無税
一〇六	馬	無税
一〇七	牛	無税
一〇八	めん羊	無税
一〇九	やぎ	無税
一一〇	豚	無税
一一一	家畜類	無税
一一二	魚介類	無税
一一三	一 食用の魚介及び魚卵	無税
一一四	二 その他	一割
一一五	みつばち	無税
一一六	養種	無税
一一七	動物(別号に掲げるものを除く。)	二割
一一八	第二類 穀物、穀粉、でん粉類及び種	一割五分
一一九	米及びもみ	一割五分
一二〇	大麦	一割
一二一	パールバーレー	一割五分
一二二	小麦	一割五分
一二三	小麥	一割
一二四	オート	一割
一二五	あわ、きび及びびえ	五分
一二六	一 あわ	五分
一二七	二 その他	無税
一二八	とうりやん	五分
一二九	とうもろこし	一割
一三〇	そば	五分
一三一	豆類	一割
一三二	一 大豆、あずき、その豆及びえんどう	無税
一三三	二 緑豆	無税
一三四	三 落花生	無税

二二二	甲 からのもの	一割
二二三	乙 その他	一割
二二四	四 その他(医薬用のものを除く。)	一割
二二五	穀粉及びでん粉類	二割五分
二二六	一 小麦粉	二割五分
二二七	二 オートミール及びコーンミール	二割五分
二二八	三 タピオカ、マニオカ及びサゴ	二割五分
二二九	四 コーンスターチ	二割五分
二三〇	五 その他	二割五分
二三一	ごまの種	無税
二三二	えごまの種	無税
二三三	菜種及びからし菜の種	五分
二三四	亜麻の種	無税
二三五	大麻の種	無税
二三六	ひまの種	無税
二三七	桐の種	無税
二三八	採油用の種(別号に掲げるものを除く。)	無税
二三九	アイボリーナット、ドームナットその他これらに類するボタン	無税
二四〇	製造用ナット	無税
二四一	インディアンナット、ガタバーチャナット、本密及びてん菜の種	無税
二四二	タローバーその他牧草の種	無税
二四三	穀物及び種(医薬用のもの及び別号に掲げるものを除く。)	一割五分
二四四	第三類 飲食物及びたばこ	
二四五	一 この類において「かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの」とは、かん、びん又はつぼに入れたもので、容器ともの一個の重量が十キログラムをこえないものをいう。	
二四六	二 この類において「かん詰、びん詰及びつぼ詰」には、気密でないものを含む。	
二四七	三 この類において「アルコール分」とは、攝氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール(攝氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう。)の容量の原容量に対する百分比をいう。	
二四八	野菜、海藻(食用に適するものに限る。)、果実及びナット	三割五分
二四九	一 砂糖、糖みつ、糖水又はちみつを加えたもの	三割五分
二五〇	二 その他	二割五分
二五一	甲 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	二割五分
二五二	乙 その他	一割
二五三	イ 野菜及び海藻	一割
二五四	ロ の一生のもの	一割

三〇二	イの二 その他	一割五分
三〇三	やしの実	二割
三〇四	茶	無税
三〇五	マーテその他の茶の代用物	三割五分
三〇六	コーヒー	三割五分
三〇七	チコリーその他のコーヒーの代用物	三割五分
	ココア（砂糖を加えたものを除く。）	三割五分
	一 ココア豆	二割
	二 その他	三割五分
三〇八	胡椒	二割
三〇九	カレー	二割
三一〇	マスタード	二割
三一	砂糖	一割
	一 い、糖の重量が全重量の百分の九十八をこえないもの（車糖を除く。）	一割
	二 その他	二割五分
三一二	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	二割五分
三二三	糖みつ	一割
	一 糖分をい、糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの	一割
	二 その他	二割五分
三二四	ぶどう糖、麦芽糖及びあめ	三割五分
三二五	はちみつ	三割五分
三二六	菓子	三割五分
三二七	ジャム、フルーツゼリート類	三割五分
三二八	ビスケット（砂糖を加えたものを除く。）	三割五分
三二九	マカロニー、パームゼリーその他各種のめん類	三割五分
三三〇	果じゅう及び糖水	三割五分
	一 果じゅう（砂糖を加えたものに限る。）及び糖水	三割五分
	二 その他	二割五分
三三一	ソース	二割五分
三三二	食酢	二割五分
三三三	鳥獣肉類	一割
三三三	一 生のもの	二割五分
	二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	二割五分
	三 ハム、ベーコン及びソーセージ	一割
	四 塩鮓	一割

三三四	五 その他	一割五分
	魚介類	一割
	一 生のもの	二割五分
	二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	二割五分
	甲 いわしの油漬	二割五分
	乙 その他	一割
	三 塩魚及び乾魚（単に蒸し、又は焼いたものを含む。）	一割五分
	四 その他	三割五分
三三五	バター、人造バター及びギー	三割五分
三三六	チーズ	三割五分
三三七	コンデンスミルク（粉乳を含む。）	三割五分
三三八	インフアントフード	三割五分
三三九	肉エキス	三割五分
三三〇	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビンその他のこれらに類する	三割五分
	滋養食料	一割
	一 ペプトン	二割五分
	二 その他	二割五分
三三一	生の鳥卵（ふ化用のものを含む。）	二割五分
三三二	鳥卵液及び鳥卵粉	一割
三三三	一 卵黄粉	五分
	二 卵白粉	五分
	三 その他	二割五分
三三四	アルコールを含まない飲料のもと（固形、でい、状又は液状のものに限るものとし、砂糖を含むもの及び別号に掲げるものを除く。）	三割五分
三三五	飮水、ソーダ水その他の砂糖又はアルコールを含まない飲料	三割五分
三三六	清酒（合成清酒を含む。）	五割
三三七	ビール	五割
三三八	ぶどう酒（ポート、シエリー、ベルモット、マデレーラ、マルサラ、サンラフェエル等を含む。）でアルコール分が二十四度をこえないもの	五割
三三九	シャンパンその他のスパークリングワイン	五割
三三〇	酒類（別号に掲げるものを除く。）	五割
三三一	塩	無税
三三二	飲食物（別号に掲げるものを除く。）	三割五分
三三三	一 砂糖を加えたもの	二割五分
三三四	二 その他	三十五割五分
三三二	たばこ	三十五割五分

四〇一	第四類 皮、毛、骨、角、齒、甲ら、貝がら類及びこれらの製品 毛皮 一 めん羊皮及びやぎ皮 甲 なめしたものの 乙 その他 二 その他	四割 四割 無税 四割
四〇二	毛皮製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四〇三	皮類(別号に掲げるものを除く。)	無税
四〇四	革類 一 牛革、水牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革 甲 エナメル革その他のこれに類する塗装を施したもの 乙 染めたもの又は着色したもの(ローラーレザーを除く。)	三割 三割 二割
	丙 その他 イ ローラーレザー ロ その他	一割 一割五分
	二 かもし革(模造かもし革を含む。)	二割五分
	三 わに革	三割
	四 とかげ革	二割五分
	五 くず革	一割
	六 その他	二割五分
四〇五	革製品(別号に掲げるものを除く。)	一割
	一 機械用のベルト、ホース、パッキング及びピツカー	一割
	二 帽子用裏革	一割
	三 その他	一割
	甲 貴金属、貴金属をめつした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ甲を用いたもの	五割
	乙 その他	三割五分
四〇六	獸毛(別号に掲げるものを除く。)	無税
四〇七	羽毛	四割
	一 裝飾用のもの	一割五分
	二 その他	無税
四〇八	羽毛皮	無税
四〇九	羽毛製品及び羽毛皮製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四一〇	タイルブリックス及び板トンブリックス	無税
四一一	獸骨及びオセイン(医薬用のものを除く。)	無税
四一二	さば	無税
四一三	さばの製品(別号に掲げるものを除く。)	五割

四一四	獸角(医薬用のものを除く。)	無税
四一五	ひずめ	無税
四一六	獸筋	無税
四一七	ガット(テニスラケット及びバドミントンラケット用のものに限り。)	一割五分
四一八	ブラッダー	無税
四一九	貝がら	無税
四二〇	べつ甲	無税
四二一	べつ甲製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四二二	さんご	二割
四二三	さんご製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四二四	真珠	一割
四二五	海綿	一割
四二六	毛、骨、角、齒、甲ら、貝がらその他これらに類するもの(医薬用のもの及び別号に掲げるものを除く。)	無税
四二七	皮、毛、骨、角、齒、甲ら、貝がらその他これらに類するものの製品(別号に掲げるものを除く。)	三割
五〇一	第五類 油、脂、蠟及びこれらの製品 植物性揮発油 一 芳香性のもの(二種以上混合したものは、分類上調合香料とみなす。)	
	甲 ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、桂皮油、シダー油、桂葉油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小茴香油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、バルマローザ油、プチグレン油、ロスマリン油、ローズウッド油、白欖油、大茴香油、タイム油及びイラン油	無税
	乙 ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリー油及びベチベル油	一割
	丙 その他	二割
	二 その他	無税
	甲 牛樟油	一割
	乙 その他	一割
五〇二	あまに油	一割
五〇三	ひまし油	一割
五〇四	オリブ油	無税
五〇五	やし油及びバーム油	一割
五〇六	落花生油	一割

五〇七	大豆油	二割
五〇八	綿実油	一割
五〇九	桐油及びオイシシカ油	無税
五一〇	カメリヤ油	一割
五一一	カメオ脂	二割
五一二	肝油	一割
五二三	魚油	一割
五二四	鯨油	無税
五二五	鯨脂	無税
五二六	一 牛脂	五分
五二七	二 その他	一割
五二八	人造ラード	一割
五二九	ステアリン酸	一割五分
	オレイン酸	一割五分
	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	一割
	一 原油、重油及び粗油	一割
	二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。)	二割
	甲 攝氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの	二割
	乙 その他	三割
五三〇	ワセリン	一割
五三一	パラフィン	一割
	一 融解点が攝氏四十五度をこえないもの	一割
	二 その他	一割五分
五三二	漆蠟及び蠟燭	一割
五三三	柏油	無税
五三四	カーノールパワックス	一割
五三五	ろうそく	二割
五三六	化粧石けん、洗たく石けん、薬用石けんその他の洗淨用石けん(石けん質を主成分とするものに限る。)	二割
	一 薫香を付けたもの	三割
	二 その他	二割
五三七	油、脂及び蠟(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
五三八	油、脂又は蠟の製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
六〇一	第六類 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品並びに化粧品	五分
六〇二	ボツア	無税
	サフラン、セメンシナ及び丁子	無税

六〇三	杏仁、苦扁桃仁、ホミカ、大風子、小豆蔻、肉豆蔻、肉豆蔻花、クベバ、コロンシト実、コルヒクム子、トンカ豆、バナラ豆、アニス子、大茴香、小茴香、ストロファンツ子及びアジヨワソ子	無税
六〇四	甘草、吐根、龍膽、ゲンチアナ根、大黃、セネガ根、遠志、甘松、イリス根、コロンボ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、ベチベル及び白芨	無税
六〇五	人參	一割
六〇六	麻黄、ユカ葉、ヤボランジ葉及びパチュリ葉	無税
六〇七	桂皮、キナ皮、コンズラシゴ皮及びカスカラサグラダ	無税
六〇八	リナロエ、ローズウッド及びササfras木	無税
六〇九	白檀	無税
	一 サンタラムアルバム	無税
	二 その他	一割
六一〇	沈香及び麝香	一割
六一一	麦角	無税
六一二	海人草	無税
六一三	安息香、阿魏、蘆薈、ミルラ及び美人膠	無税
六一四	生薬(天産物及びこれに粉碎、乾燥等の簡単な加工(調合を除く)をしたもので、医薬用使用するものをいい、別号に掲げるものを除く。)	一割
六一五	没食子、五倍子、檳榔子、オーク樹皮その他の植物性タンニン材料	無税
六一六	阿仙素その他のタンニンエキス	無税
六一七	甘草エキス	無税
六一八	パルサム	五分
六一九	生インディアラバー、生ガタバーチヤ及びこれらの代用物(合成ゴムを除く。)	無税
六二〇	松脂	五分
六二一	アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)	無税
六二二	にかわ、ゼラチン及びアイシングラス	一割
六二三	硫黄	一割
六二四	黄燐、赤燐及び硫化燐	一割
六二五	ヨード及びブロム	一割五分
六二六	硼酸	一割
六二七	醋酸	一割
六二八	乳酸	二割五分

六二九	酒石酸及びくえん酸	二割
六三〇	尿酸	一割五分
六三一	ピロガロール及び没食子酸	一割五分
六三二	タンニン酸	一割
六三三	石炭酸	二割
六三四	無水アンモニア	無税
六三五	ソーダ灰及び天然ソーダ	二割五分
六三六	苛性ソーダ	二割
六三七	重炭酸ソーダ	二割
六三八	硫化ソーダ、芒硝(硫酸ソーダ)、過酸化ソーダ、硫酸ソーダ、塩素酸ソーダ、重クロム酸ソーダ、ヨードソーダ、フェロ青化ソーダ及びフェリ青化ソーダ	一割五分
六三九	硝酸ソーダ(チリ硝石を含む)。	一割五分
	一 精製したもの	
六四〇	二 その他	無税
六四一	硝酸ソーダ	無税
	苛性カリ、塩素酸カリ、重クロム酸カリ、過マンガン酸カリ、ヨードカリ、黄血塩(フェロ青化カリ)及び赤血塩(フェリ青化カリ)	一割五分
六四二	硝石(硝酸カリ)	一割
六四三	塩化カリ及び硫酸カリ	一割
	一 精製したもの	
	二 その他	無税
六四四	生酒石	無税
六四五	青化ソーダ及び青酸カリ(青化カリ)	無税
六四六	ブロム水素酸及びブロムカリその他の別号に掲げないブロム塩類	無税
六四七	炭酸マグネシア、塩化バリウム及び過酸化バリウム	一割五分
六四八	塩化アンモン、炭酸アンモン及び重炭酸アンモン	一割
六四九	硫酸アンモン	一割
	一 精製したもの	
	二 その他	無税
六五〇	過酸化水素	一割五分
六五一	明礬	一割
六五二	硫酸ニッケル及び硫酸ニッケルアンモン	一割五分
六五三	硝酸トリウム、硝酸セリウム、ラジウム、ラジウム塩類及びロジウム塩類	無税
六五四	硫酸石灰及びくえん酸石灰	無税

六五五	アセトン及びブタノール	二割
六五六	ホルマリン	一割五分
六五七	メタノール	一割五分
六五八	アルコール	五割
六五九	変性アルコール	五割
六六〇	グリセリン	二割
六六一	クロロホルム	二割
六六二	ロンガリット、ハイドロサルファイトその他のこれらに類する還元剤	一割五分
六六三	デキストリン	二割
六六四	乳糖	一割
六六五	酢酸纖維素	三割
六六六	合成樹脂(原料用のものに限るものとし、別号に掲げるものを除く)。	三割
	一 塩化ビニール系及び醋酸ビニール系のもの	
	二 その他	無税
六六七	合成ゴム	無税
六六八	サツカリン、ツルチンその他のこれらに類する甘味料	三割五分
六六九	ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤	二割五分
六七〇	コイルタル分りゆう物及びこれと同じ成分を有するもの(別号に掲げるものを除く)。	五分
六七一	コイルタル分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く)。	二割
六七二	マハルゾール、マハルゾールの誘導体、サルファダイアジン及びヘキシルレゾルシン	二割五分
六七三	ジクロロ・ジフェニール・トリクロロールエタン(D・D・T)及びその製剤	二割
六七四	ペニシリン、ストレプトマイシン及びこれらの製剤	二割五分
六七五	サントニン	無税
六七六	塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、塩酸シンコニネ及び硫酸シンコニネ	無税
六七七	塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ、磷酸コデイン、エタゴニン、コカイン、塩酸コカイン及び硫酸コカイン	無税
六七八	硫酸ニコチン	無税
六七九	ミルカカゼイン	無税
六八〇	ペブシン	二割
六八一	ベーキングパウダー	一割五分

六八二	酒精類	一 フルーツエッセンス、リキニールエッセンスその他のこれらに類するもの	三割五分
六八三	人造香料及び調合香料	二 その他	二割
六八四	菌みがき類		二割五分
六八五	化粧品		二割
	一 香水		五割
	二 香油、クリーム、ボマード、口紅その他の油、脂又は蠟の製品		五割
	三 おしろい及びつめ化粧料		四割
	四 その他		四割
六八六	線香		四割
六八七	プラスチック、ガーゼ、脱脂綿その他のこれらに類する外科用材料		二割
六八八	カプセル		一割
六八九	オブラート		二割
六九〇	爆発薬（雷管及び導火線を含み、爆発の用途のみに供されるものに限る。）		一割
六九一	カートリッジ（装薬したものに限る。）		二割
六九二	銃砲彈（装薬したものに限る。）		二割
六九三	花火		二割
六九四	マツチ		二割五分
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）		二割
七〇一	第七類 染料、顔料、塗料及び充てん料		無税
七〇二	天然藍、姜黄、紅花及びログウッド		五分
七〇三	ログウッドエキス		無税
七〇四	天然染料（別号に掲げるものを除く。）		一割
七〇五	カラメル		
	合成染料		
	一 塩基性染料		二割五分
	二 直接染料		二割五分
	三 酸性染料		二割五分
	四 媒染染料及び酸性媒染染料		二割五分
	五 硫化染料及び硫化建染染料		二割五分
	六 建染染料		二割五分
	甲 人造藍		二割五分

七三〇	号に掲げるものを除く。	二割五分
七三一	ペイント	一割五分
七三二	パテ、マンガンパテその他のこれらに類する充てん料	一割五分
七三三	封蠟	一割五分
七三四	染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	塗料(別号に掲げるものを除く。)	二割
	第八類 纖維素パルプ、纖維、糸及びなわ	
	1 この類に掲げる物品には、無機質纖維のみで作られているものを含まないものとする。	
	2 この類において「絹」とは、天然絹をいう。	
	3 この類に掲げる物品が二種以上の纖維で作られている場合において、全重量の百分の十をこえない纖維は、分類上交えないものとみなす。	
八〇一	纖維素パルプ	五分
八〇二	実絹及び練絹(カード又はコームしたものを含む。)	無税
八〇三	絹織糸(別号に掲げる特殊絹織糸を除く。)	五分
	一 單捻又は双捻の生もの(ガス焼したものを含む。)	七分五厘
	二 その他	
八〇四	特殊絹織糸	
	一 ボイルヤーン、英式番手四十二番をこえるクレイプヤーンその他の変り捻糸	無税
	二 單捻のミニトルコップ糸	無税
	三 英式番手百番をこえるもの	無税
八〇五	綿糸(織糸を除く。)	七分五厘
	及長十メートルの重量が三グラムをこえない綿糸	
八〇六	亞麻、ちよ麻、ラミー、大麻、黃麻その他の植物纖維(別号に掲げるものを除く。)	無税
八〇七	亞麻織糸	
	一 單捻の生もの	五分
	二 その他	七分五厘
八〇八	亞麻線(英式番手七番をこえる單捻糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。)	七分五厘
八〇九	亞麻糸(織糸を除く。)	七分五厘
八一〇	ちよ麻織糸及びラミー織糸	七分五厘
	ちよ麻線及びラミー線(英式番手七番をこえる單捻糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。)	
八一	ちよ麻糸及びラミー糸(織糸を除く。)	七分五厘
八一二	大麻織糸	七分五厘
八一二	黃麻織糸	七分五厘

八二三	大麻線及び黃麻線(英式番手七番をこえる單捻糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。)	七分五厘
八二四	羊毛、やぎ毛及びらくだ毛(カード又はコームしたものを含む。)	無税
八二五	毛織糸	無税
八二六	毛織糸	一割
八二七	毛織糸	一割
八二八	真綿及びベニ	無税
八二九	生糸(よつたものを含む。)	無税
	一 野蚕糸	一割五分
	二 その他	
八三〇	紡績絹織糸	無税
	一 野蚕製のもの	一割五分
	二 その他	
八三一	絹糸(紡績絹織糸を除く。)	二割五分
八三二	人造纖維(單纖維の長短を問わないものとし、よつたものを含む。)	一割五分
	及長さ十メートルの重量が五グラムをこえないものに限る。)	
	一 合成纖維又は醋酸纖維素纖維	二割五分
	二 その他	一割五分
八三三	織糸(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	一 絹、人造纖維又は金属を交えたもの	一割
	二 その他	一割
八三四	糸別号に掲げるものを除く。)	無税
八三五	天然てぐす	一割五分
八三六	綿粉、毛粉、絹粉及び人造纖維粉	無税
八三七	くず纖維、古纖維、くず織糸及びくず糸	一割五分
八三八	線、ひも、なわ及び綱(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 合成纖維又は醋酸纖維素纖維で作つたもの	二割五分
	二 その他	一割五分
八三九	古線、古ひも、古なわ及び古綱(トリミングを除く。)	無税
	第九類 織物類及びその製品	
	1 この類において織物類には、フェルト及び編物を含むものとする。	
	2 この類に掲げる物品には、無機質纖維のみで作られているものを含まないものとする。	
	3 この類において「絹」とは、天然絹をいう。	
	4 この類に掲げる物品が二種以上の纖維で作られている場合において、全重量の百分の十をこえない纖維は、分類上交えないものとみなす。但し、合	

九〇一	綿織物 一 割	成織維又は酢酸纖維素織維及びこれらの纖維以外の纖維で作られている織物(レース地及び網地を含む。) 5 この類において「紋織布」とは、経緯それぞれ三十をこえる糸で一意匠を組織した織物をいう。この場合において、糸数の計算については、二以上の単糸をよりあわせた糸又は引き揃えた糸は、一として計算する。
九〇二	二 平織布、紋織布及び縹織布 一 割	麻、ちよ麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物及びこれらの纖維の交織物並びにこれらの纖維と綿との交織物
九〇三	甲 黄麻織物 乙 綿と交織のもの 丙 その他 一 割 一 割五分 一 割五分	二 黄麻織物、紋織布及び縹織布 三 綿と交織のもの 三 その他 パイナップル、マニラヘンパ、アゲルその他の植物纖維(綿、麻、ちよ麻、ラミー、大麻及び黄麻を除く。) の纖維の交織物
九〇四	一 割	毛織物(綿、絹又は人造纖維を交えたものを含む。) 一 ベルベット、ブラッシュその他のパイル織物(パイルを切らないものを含む。)
九〇五	二 割	二 その他 甲 毛製又は毛絹製のもの 乙 その他
九〇六	一 割	芯地(馬毛製のもの及び馬毛を交えたものに限る。) 絹織物及び絹を交えた織物(別号に掲げるものを除く。)
九〇七	一 割五分	一 ベルベット、ブラッシュその他のパイル織物(パイルを切らないものを含む。)
九〇八	二 割	二 絹製のものを及び絹を交えたもの
九〇九	一 割五分	三 その他 甲 毛製又は毛絹製のもの 乙 その他
九一〇	一 割五分	二 絹製のものを及び絹を交えたもの

九一〇	二 割五分	二 その他 レース地及び網地(別号に掲げるものを除く。)
九一一	二 割	一 カーテン地及び蚊帳地 甲 絹製のもの 乙 その他 二 魚網地及び狐網地 三 その他 フエルト地
九一二	一 割五分	一 毛製又は毛絹製のもの
九一三	一 割	二 その他 いしゅう布地
九一四	一 割五分	ブクバインダークロス
九一五	一 割五分	トレッキングクロス
九一六	一 割五分	アーチストカンバス
九一七	一 割五分	ウインドーホランド
九一八	一 割五分	エンパイアクロス
九一九	一 割五分	床用油布及びリノリウム
九二〇	一 割五分	ルーフイングカンバス
九二一	一 割五分	タードカンバス
九二二	一 割五分	研ま布(金剛砂等の研ま材料を附着させたものに限る。)
九二三	一 割五分	防水布(ゴムを用いたものに限る。)
九二四	一 割五分	一 絹製のものを及び絹を交えたもの 二 その他 ゴム糸類を用いた布及びひも
九二五	一 割五分	一 絹を交えたもの
九二六	一 割五分	二 その他 インシュレーティングテープ(織物類を用いたものに限る。)
九二七	一 割五分	タイプライターリボン
九二八	一 割五分	ハンカチ
九二九	一 割五分	一 絹製のものを及び絹を交えたもの
九三〇	一 割五分	二 その他 タオル
九三一	一 割五分	ブランケット ひざ掛け じゅうたん(じゅうたん地を含む。)
九三二	一 割五分	ティブルクロス
九三三	一 割五分	一 面麻製、綿面麻製又は絹製のものを、絹を交えたもの、金 属糸を用いたもの及びいしゅうしたもの

九三二	カーテン	二 その他 甲 綿製、綿大麻製又は綿黄麻製のもの 乙 その他	一割五分 二割五分
九三三	トリミング（リボン、レース、小べり、ひも、ふさ、ノット、ループその他これらに類する装飾用品をいう。）	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	二割五分 五割
九三四	蚊帳	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	五割 三割
九三五	ハンモック	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九三六	魚網及び狐網	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九三七	エアクッション	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九三八	ベッドクイルト及びクッション	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九三九	ホース及び機械用ベルチング（織つたものに限る。）	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九四〇	ち過袋	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九四一	ガス充てん用袋	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九四二	ガンニー袋	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九四三	古ガンニー袋	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割五分 一割五分
九四四	ぼろ（織物類又は衣類その他の織物類の製品として使用するこ とができないものに限る。）	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	無税 一割五分
九四五	織物類（別号に掲げるものを除く。）	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	無税 一割五分
九四六	織物類の製品（別号に掲げるものを除く。）	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	無税 一割五分
一〇〇一	雨衣	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇二	シャツ、フロント、カラー及びカフス	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇三	はだ着（上下を問わないものとする。）	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇四	手袋	一 革製のもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇五	くつ下及びたび	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇六	肩掛け及びえり巻	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇七	ネクタイ	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇八	ズボン	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇〇九	衣服用ベルト	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一〇	スリッパ	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一一	帽子及び帽体	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一二	くつ	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一三	ボタン（プレスボタンを含む、貴金属、貴金属をめつきた金 属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたも のを除く。）	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一四	バックル、スナップ、フック、アイその他の留金類（貴金属、貴 金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又は べつ甲を用いたものを除く。）	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一五	身辺用細貨類（貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴 石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたものに限る。）	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分
一〇一六	身辺用細貨類（貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴 石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたものに限る。）	一 絹製、合成繊維製及び醋酸繊維素繊維製のものと並びにこ れらの繊維を交えたもの 二 その他	二割五分 二割五分

一〇二七	衣類、衣類の附属品及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）	
	一 毛皮製若しくは毛皮付のもの又は貴金属、貴金属をめぐりしきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙若しくはべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	三割
	甲 いしゅうしたもの	三割
	乙 その他	二割五分
第十一類	紙、紙製品、書籍及び書画	
一〇一	印刷用紙	
	一 アートペーパー	一割五分
	二 その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限り。）	
	甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの（碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。）	一割
	乙 その他	一割
一〇二	筆記用紙	一割
一〇三	図画用紙	一割
一〇四	吸取紙	一割
一〇五	ろ紙	一割
一〇六	包装用紙及びマツチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限り。）	一割
一〇七	たばこ用紙	一割
一〇八	壁紙	一割
一〇九	板紙（一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに限る。）	一割
一一〇	唐紙	一割五分
一一一	チツシュペーパー（一平方メートルの重量が三十グラムをこえるもの及び別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一一二	模造羊皮紙、パラフィンペーパー及びワックスペーパー	
	一 金属の箔若しくは粉を用いたもの、押形を付けたもの又はなつ染したもの	二割
	二 その他	一割
一一三	トレーシングペーパー	一割
一一四	リソトランスファーパー	一割
一一五	油紙	一割
一一六	窓ガラス用ガラスペーパー	一割五分
一一七	紙（別号に掲げるものを除く。）	

一一八	一 金属の箔又は粉を用いたもの	四割
	甲 貴金属を用いたもの	三割
	乙 その他	三割
一一九	二 その他	三割
一二〇	ペーパーレース及びペーパーボーダー	一割五分
一二一	白紙帳簿	一割五分
一二二	書式類	一割二分五厘
一二三	書状用紙（箱入のものに限る。）	一割二分五厘
一二四	封筒（書状用紙とともに箱入にしたものを含む。）	一割五分
一二五	アルバム	三割
一二六	一 革又は織物類で表装したもの	二割
一二七	二 その他	一割
一二八	試験紙	二割
一二九	写真用ライタペーパー及び鶏卵紙	二割五分
一三〇	印刷紙（感光性のものに限り。）	一割五分
一三一	カーボンペーパー	一割五分
一三二	研ま紙（金剛砂等の研ま材料を附着させたものに限る。）	一割五分
一三三	ウオールボード	五割
一三四	レーベル	二割五分
一三五	写真	二割
一三六	一 印刷したもの	無税
一三七	二 その他	二割
一三八	カレンダー	三割
一三九	絵葉書	三割
一四〇	クリスマスカード類	三割
一四一	書籍、習字本、習画本、奏譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。）	無税
一四二	設計図	無税
一四三	地図、海図及び学術図	無税
一四四	紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券	無税
一四五	くず紙	無税
一四六	紙製品（別号に掲げるものを除く。）	二割
一四七	第十二類 磁物及びその製品	無税
一四八	磁砂、クォルツサンドその他の砂れき（別号に掲げるものを除く。）	無税
一四九	プリント	無税
一五〇	フリント	無税

一一〇三	パミスストーン(粉状のものを含む。)	無税
一一〇四	金剛砂、コランダムサンド、トリホリその他のこれらに類する研ま用鉱物材料	無税
一一〇五	カーボランダム、アランダムその他のこれらに類する研ま用人造鉱物材料	一割
一一〇六	造鉱物材料	一割
一一〇七	メタルポリッシュ(別号に掲げるものを除く。)	一割
一一〇八	砥石	無税
一一〇九	一 天然のもの(わく又は柄等を付けたものを除く。)	一割
	二 その他	無税
	スレート及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 加工していないもの	一割
	二 その他	無税
一一一〇	リソグラフィックスストーン	無税
一一一一	一 加工していないもの	五分
	二 その他	無税
一一二〇	ポルト、カーボナードその他の黒色ダイヤモンド	無税
一一二一	貴石	無税
一一二二	一 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの	五分
	二 その他	一割
	牛黄石及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 切つてないもの又はみがいてないもの	一割
	甲 水晶	無税
	乙 その他	一割
一一二三	一 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの	五分
	乙 その他	一割
一一二四	石及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 加工していないもの又は単に割つたもの	無税
	二 その他	五分
	甲 みがいてないもの又は彫刻してないもの	五分
	乙 その他	一割
一一二五	琥珀及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	一割
	一 加工していないもの	五分
	二 その他	一割
一一二六	甲 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの	五分
	乙 その他	一割
	くず琥珀	無税
	石綿及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税

一一二七	一 塊及び粉並びに繊維状のもの	無税
	二 その他	一割五分
一一二八	雲母及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一一二九	一 塊及び粉	無税
一一三〇	二 板(着色又は装飾してないものに限る。)	無税
一一三一	三 その他	五分
一一三二	滑石及びソーブストーン(粉状のものを含む。)	無税
一一三三	燐鉱石	無税
一一三四	カイナイト、キーゼライト、カーナライトその他のこれらに類する塩類	無税
一一三五	石膏	無税
一一三六	一 焼いてないもの	無税
一一三七	二 その他	一割
一一三八	石膏製品	無税
一一三九	クリオライト	無税
一一四〇	粘土	無税
一一四一	黒鉛	無税
一一四二	黒鉛製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一一四三	石炭(亜炭及びでい炭を含む。)	一割
一一四四	コークス(石油コークス、タールピッチコークスその他のこれらに類するコークスを含む。)	五分
一一四五	れん炭	一割
一一四六	ポートランドセメント、ローマンセメント、プゾラナセメントその他のこれらに類する水硬セメント(セメントクリンカーを含む。)	一割
一一四七	セメント製品	一割
一一四八	ドロマイト及びマグネサイト(焼いたものを含む。)	無税
一一四九	鉱物及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一一五〇	一 加工していないもの、単に粉碎したもの又は単に焼いたもの	無税
一一五一	二 その他	一割
一一五二	第十三類 陶磁器、ガラス及びガラス製品	一割
一一五三	れんが(セメント製のものを除く。)	一割
一一五四	かわら(粘土製のもの)	一割
一一五五	アランダムタイルその他のこれに類するタイル	一割
一一五六	耐火性粘土製品(別号に掲げるものを除く。)	一割
一一五七	陶磁器(別号に掲げるものを除く。)	一割
一一五八	一 貴金屬製の金具又は貴金屬をめつきた金屬の金具を用	一割

一三〇六	二 其他	三割五分
一三〇七	甲 電氣用のもの	一割五分
一三〇八	乙 其他	二割
一三〇九	陶磁器の破片	無税
一三一〇	ガラス塊	一割
	ガラス粉及び粒（フリットを含み、別号に掲げるものを除く。）	一割
	ガラス棒及びガラス管	一割
	板ガラス（別号に掲げるものを除く。）	一割
	一 無色平面のもの（厚さが四ミリメートルをこえるものを除く。）	一割
	二 其他	一割
	甲 みがきガラス	二割五分
	乙 安全ガラス（板ガラスをはりあわせたものに限る。）	二割五分
一三一	丙 其他	一割五分
一三二	金属の線又は網を入れた板ガラス	一割五分
一三三	紋窓用ガラス（わく付のものを除く。）	一割五分
一三四	スカイライトガラス	一割五分
一三五	眼鏡用ガラス（露たもの又は切つたものに限る。）	一割五分
一三六	光学用のレンズ及びプリズム（わく又は柄を付けたものを除く。）	二割
一三七	デッキガラス及びオブゼクトガラス（顕微鏡用のものに限る。）	無税
一三八	写真用乾板（現象したものを含む。）	二割
	眼鏡	二割
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
一三九	二 其他	二割
	ガラス鏡	五割
	一 貴金属又は貴金属をめつきた金属を用いたもの	二割
一四〇	二 其他	二割
	ガラス珠玉及びガラス玉（模造貴石、模造金属、模造真珠、模造さんご等のガラス珠玉を含む。）	二割
一四一	グラスファイバー、グラスウール及びこれらの製品	二割五分
一四二	くずガラス	無税
一四三	ガラス製品（別号に掲げるものを除く。）	五割
一四四	一 貴金属又は貴金属をめつきた金属を用いたもの	一割五分
一四五	二 其他	一割五分
	甲 電氣用のもの又は石英ガラス製のもの	一割五分

一四〇一	第十四類 金属鉱及び金属	二割
一四〇二	乙 其他	二割
一四〇三	この類の第一四二三号以外の各号に掲げる金属で、当該各号において形状の区分がされていないもの（水銀を除く。）は、塊、片、粒、粉、棒、板、帯、線、管及び箔状のもの並びに改造用のみに適するくず及び古のものに限り、当該各号に掲げる金属に分類するものとする。	二割
一四〇四	金	無税
一四〇五	銀	無税
	鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。）	無税
	一 塊及び片	無税
	甲 銑鉄	一割
	乙 フェロマンガソその他の合金鉄	一割
	丙 鋼塊及び鋼片（シートバーを含む。）	一割二分五厘
	丁 其他	一割二分五厘
	二 棒（断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む）	一割五分
	三 軌條（継目板を含む。）	一割五分
	四 線材（巻いたものに限る。）	一割五分
	五 板	一割五分
	六 線（リードワイヤ、パラゴンワイヤを含む。）	一割五分
	七 帯	一割五分
	八 線索、燃線及び有刺鉄線	一割五分
	九 管（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
	十 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	無税
一四〇六	特殊鋼	無税
	一 塊、片、棒、線材、板、線及び管（ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト若しくはワナジウムの含有量が全重量の百分の〇・五以上のもの又は珪素若しくはマンガン含有量が全重量の百分の一以上のものに限る。）	一割五分
	二 塊、片及び棒（炭素の含有量が全重量の百分の〇・七以上で磷及び硫黄の含有量がそれぞれ全重量の百分の〇・〇三以下のものに限るものとし、別項に掲げるものを除く。）	一割五分

一四〇七	鋼管	一	外径が百六十七ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるケーシング及びそのジョイント	無税
一四〇八	アルミニウム及びその合金（別号に掲げるものを除く。）	二	外径が百十ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるアップセットドリルパイプ及びそのジョイント	無税
一四〇九	マグネシウム及びその合金	一	塊、片及び粒	一割
一四一〇	銅	二	棒、板、線、管及び箔	二割
一四一一	鉛	三	くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	五分
一四一二	錫	一	塊及び片	五分
一四一三	亜鉛	二	板、線、管及び箔	一割五分
一四一四	水銀	三	くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	無税
一四一五	銻鉛	一	塊、片及び粒	一割
一四一六	アンチモニー及び硫化アンチモニー	二	板、線及び管	二割
一四一七	コバルト	三	くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	一割
一四一八	真ちゅう及び青銅	一	塊及び片	無税
一四一九	ニッケル	二	棒、板、線、管及び箔	無税
一四二〇	ニッケル	三	くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	五分
一四二一	パビットメタルその他のアンチフリクションメタル	一	塊及び片	一割

一割	塊及び片	一五〇一
一割	くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	一五〇二
一割	金又は銀をめつきた金属	一五〇三
一割	この類の本号以外の各号に掲げる金属で、当該各号に分類されない形状を有するもの及び別号に掲げない金属	
一割	一 塊、片、粒及び粉	
一割五分	二 棒（断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む。）、板、ひも、帯、線、管、線索、燃線及び箔	
一割	三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	
一割五分	第十五類 金属製品	
一割五分	この類に掲げる物品には、動力で運転又は作動する機械装置を有するものを含むものとする。	
一割五分	くぎ、木ねじ、ボルト、ナット、リベット類（貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたものを除く。）	
一割五分	一 鉄鋼製のもの	
一割五分	二 その他	
一割五分	ベルトフラスナー（別号に掲げるものを除く。）	
一割五分	金属網	
一割五分	一 織つたもの	
一割五分	甲 銅製、真ちゆう製又は青銅製のもの（エンドレスのものを除く。）	
一割五分	乙 その他	
一割五分	二 その他	
一割五分	甲 鉄鋼製のもの	
一割五分	乙 その他	
一割五分	リベットドチューブ（鉄鋼製のものに限る。）	
一割五分	フレキシブルチューブ	
一割五分	一 鉄鋼製のもの	
一割五分	二 その他	
一割五分	鉄道建設用材料（別号に掲げるものを除く。）	
一割五分	電線支柱及び電線支架用材料（別号に掲げるものを除く。）	
一割五分	家屋、橋、船舶、ドック等の建設材料（別号に掲げるものを除く。）	
一割五分	天井、壁等に用いる金属板（珐瑯を施したもの又はエナメルペイント、ワニス、漆等で塗装を施したものに限る。）	
一割五分	ガスホールドー、液体タンク及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	
一割五分	圧搾ガス充てん用鉄鋼製シリンドー	

一五二二	網線電線	二割
一五二三	魚用鉤	一割五分
一五四	いかり(鉄鋼製のものに限る。)	一割五分
一五五	くさり(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	五割
	二 その他	
一五六	甲 鉄鋼製のもの(自転車用チェーンを含む。)	一割五分
一五七	乙 その他	二割
	機械用チェーンベルチング	一割五分
	懷中時計用くさり、眼鏡用くさりその他身辺裝飾用のくさり	五割
	一金製若しくは白金製のものは金めつきたもの	二割
	二 その他	
一五八	コック及びバルブ類(貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたものを除く。)	二割
	一 卑金属をめつきたもの	二割
	二 その他	
一五九	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
	乙 その他	二割
	い、う、つがい、帽子掛及び戸、窓、家具等に用いる金具	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	二割
	二 卑金属をめつきたもの	二割
	三 その他	
一五〇	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
	乙 その他	二割
	錠及び鍵	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	二割
	二 卑金属をめつきたもの	二割
	三 その他	
一五二	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
一五三	乙 その他	二割
	白金製のつば及び皿	無税
	機械用の双物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。)、工匠具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	
	一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリータツプ(柄又ははわくを付けたものを除く。)	二割
	二 機械用鋸(BWG二十二番より厚いハックソーブレードで機械用以外の用途に使用するものを含み、これより薄	

一五二三	いハックソーブレードを除く。)、ミリングカッター及びギアカッター	二割
一五四	三 その他	一割五分
一五五	スクリーニージャッキ	一割五分
	双物(双の付いてない安全かみそりを含み、別号に掲げるものを除く。)	
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、真珠貝、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	
	甲 かみそり及びかみそりの双(双の付いてない安全かみそりを含む。)	二割
	乙 その他	二割
一五二五	テーパーフオーク及びスプーン	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	二割
	二 その他	二割
一五二六	コルクスクリー	一割五分
一五二七	爆口用キャブシユール	一割五分
一五二八	クラウンボットルキャップ	一割五分
一五二九	カートリッジケース	二割
一五三〇	縫針、編針、留針類(身辺裝飾用のものを除く。)	五割
	一 メリヤス機用針	一割
	二 その他	一割
一五三一	呼鈴及び車用警鈴	一割五分
一五三二	自転車用ポンプ	一割五分
一五三三	消火器	一割五分
一五三四	肉ひき器	一割五分
一五三五	コーヒー粉砕器	一割五分
一五三六	アイスクリームフリーザー	一割五分
一五三七	ストロブ及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一五三八	電気ストロブ、電気アイロンその他のこれらに類する電熱を利用する器具(工匠用のものを除く。)	二割
一五三九	ラジエーター(機械用のものを除く。)	一割五分
一五四〇	寝台及びその部分品	一割五分
一五四一	金庫(手さげ金庫類を含む。)	一割五分
一五四二	ナンバリングマシン、デーチングマシン、チェックパーフォレーター、ペンツルシャープナーその他これらに類するもの及びこれらのものの部分品	一割五分
一五四三	貨幣(金銀貨幣以外の貨幣で本邦通貨でないものは、分類上改	

一五四四	造用のみに適する金属のくずとみなす。 貴金属製品及び貴金属を用い、又は貴金属をめつきた金属製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一五四五	銅製品、真ちゅう製品及び青銅製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
一五四六	アルミニウム製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一五四七	鉄鋼製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一五四八	金属製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一六〇一	第十六類 時計、學術用機器、銃砲、車両、航空機、船舶及び機械類 懷中時計及び腕時計(ストップウォッチ等の秒時計を含む。) 一 金側又は白金側のもの 二 その他	五割 三割
一六〇二	懷中時計及び腕時計(ストップウォッチ等の秒時計を含む。の部分品) 一 金製又は白金製のもの 二 銀製のものは金めつきたもの 三 その他 甲 ムーブメント(文字板及び指針を付けたものを含む。) 乙 ばね及びひげばね 丙 その他	五割 三割 三割 一割 二割五分 二割
一六〇三	置時計及び掛時計 電氣時計(親時計及び子時計を含む。)	三割
一六〇四	ウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計	二割五分
一六〇五	置時計、掛時計、電氣時計、タワークロック及びウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計の部分品	二割
一六〇六	クロノメーター及びその部分品(懷中用のものを除く。)	二割
一六〇七	針盤及びその部分品	一割五分
一六〇八	双眼鏡及び雙眼鏡	五割
一六〇九	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ、べつ甲又は貝がらを用いたもの 二 その他	二割 二割
一六一〇	望遠鏡	一割五分
一六一一	顯微鏡及びその部分品	二割
一六一二	直尺、曲尺、巻尺、分度器、ワイヤゲージ、スクリューピッチゲージ、シツクネスゲージ、マイクロメーター、キャリパー、デバイダー、レベルその他これらに類するものはかり(錘の無いものを含む。)	一割五分 一割五分
一六一三		一割五分

一六一四	はかりの部分品(錘を含む。)	一割五分
一六一五	ガスメーター	一割五分
一六一六	水量計	一割五分
一六一七	温度計 一 体温計(ケース付のものを含む。) 二 その他	一割五分 一割五分
一六一八	晴雨計	一割五分
一六一九	アンペアメーター、ボルトメーター及びボルトアンペアメーター	一割五分
一六二〇	ワットメーター(ワットアワーメーターを含む。)	一割五分
一六二一	圧力計(真空計を含む。)	一割五分
一六二二	タコメーター、シツプスログ、スチームエンジンインジェクター、アナモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ベドメーターその他これらに類するもの	一割五分
一六二三	電池	一割五分
一六二四	電池の部分品(電氣用カーボンを除く。)	一割五分
一六二五	医療用機器、整形外科用機器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一六二六	製図器、測量器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。) 一 製図器及びその部分品 二 その他	一割五分 二割
一六二七	金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらの部分品 一 金銭登録機及び手動式計算機 二 その他	二割 一割五分
一六二八	タイプライター及びその部分品	一割五分
一六二九	理化学用機器及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一六三〇	映写機、写真引伸機、幻燈機及びこれらの部分品	二割
一六三一	写真機 一 映画用のもの 二 顯微鏡用のもの及び航空機用のもの 三 その他	三割 一割五分 四割
一六三二	写真機の部分品 一 レンズ 二 暗箱	二割 二割
一六三三	甲 映画用のもの 乙 顯微鏡用のもの及び航空機用のもの 丙 その他	二割 一割五分 三割

一六三三	三 製版用スクリーン	二割
一六三四	四 その他	三割
一六三五	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	四割
一六三六	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	三割
一六三七	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	二割
一六三八	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六三九	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四〇	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四一	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四二	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四三	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四四	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四五	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四六	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四七	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四八	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分
一六四九	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	一割五分

一六五〇	ボイラーの部分品及び附属品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六五一	メカニカルストローカー	一割五分
一六五二	フューエルエコノマイザー	一割五分
一六五三	フューエルエコノマイザー	一割五分
一六五四	インゼクター及びエゼクター	一割五分
一六五五	蒸気機関車(鉄道機関車以外のものに限る。)	一割五分
一六五六	蒸気タービン及びその部分品	一割五分
一六五七	蒸気機関(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六五八	内燃機関	一割五分
一六五九	一 自動車用又は自転車用のもの	一割五分
一六六〇	二 その他	一割五分
一六六一	ウオータータービン及びベルトン水車	一割五分
一六六二	発電機、電動機、回転変流機、周波数変換機、回転変相機及び電機子	一割五分
一六六三	変圧機	一割五分
一六六四	原動力機と発電機とを結合したもの	一割五分
一六六五	一 蒸気タービンと結合したもの	一割五分
一六六六	二 その他	一割五分
一六六七	原動力機(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六六八	ブロック及びチェーンブロック	一割五分
一六六九	クレールン	一割五分
一六七〇	キャブスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六七一	ロードローラー	一割五分
一六七二	コンクリートミキサー	一割五分
一六七三	しゅんせつ機	一割五分
一六七四	パワーハンマー	一割五分
一六七五	気体圧縮機	一割五分
一六七六	ミシン(ミシンの頭部を含む。)	一割五分
一六七七	ミシンの部分品及び附属品(針を除く。)	一割五分
一六七八	潜水器及びその部分品	一割五分
一六七九	ポンプ(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一七八〇	送風機(扇風機を含む。)	一割五分
一七八一	水圧機	一割五分
一七八二	ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一七八三	金属工機械及び木工機械(ローリングマシン、ドロ잉グマ	一割五分

一六八〇	シン、ネールメーキングマシン、モールジグマシン、フランジグマシン、ベンジグマシン、リベッチングマシン等を含む。並びに金属及び木以外の硬質加工用の切削機械（ニューマチックのもの及び別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一六八一	紡績機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械及び燃糸製造機械（ジンニングマシン、スコアリングマシン、バンドリングマシン等を含む。）	一割五分
一六八二	織機、織布準備機械及び織布整理機械	一割五分
一六八三	メリヤス織機	一割五分
一六八四	糸布染色機械（なつ、染機械を含む。）糸布漂白機械及びマーセラ	一割五分
一六八五	イジグマシン	一割五分
一六八六	製紙機械及び製紙準備機械	一割五分
一六八七	印刷機械	一割五分
一六八八	機械（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
	軸受及びその部分品	二割五分
	一 鉄鋼製のホイール（歯車を含む。）	一割五分
	二 ロール及びローラー	一割五分
	三 紡績機械及び織機の部分品（針布を含む。）	一割五分
	四 製紙用の金網及びフェルト（エンドレスのものに限る。）	一割五分
	五 その他	一割五分
	第十七類 雑品	
	この類において「絹」とは、天然絹をいう。	
一七〇一	コブラ	無税
一七〇二	ふのり、石花菜及びアイリッシュモス	無税
一七〇三	カツサバルート	一割
一七〇四	こんにやく芋（切干のもの及び粉状のものを含む。）	一割五分
一七〇五	麦わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、葦、蓆その他のこれらに類するもの	五分
一七〇六	一 割つてないもの	無税
	二 その他	一割
一七〇七	竹	一割
一七〇八	コルク及びその製品	無税
	一 樹皮のままのもの	無税
	二 板にしたもの	五分
	三 くず及び古のもの	無税
	四 その他	一割

一七〇九	木材	
	一 単に切り、ひき、又は割つたもの	
	甲 バイン、ファア、シダーその他の針葉樹	
	イ シダー（長さが二十センチメートル、幅が七センチメートル、厚さが七ミリメートルをそれぞれこえないものに限る。）	無税
	ロ その他	
	ロの一 ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの、レッドシダーその他ののけぞろ属のもの及びヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）	五分
	ロの二 その他	無税
	乙 その他	
	イ かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀（しま黒檀を除く。）	二割
	ロ チーク	無税
	ハ 桐	五分
	ニ その他	無税
	甲 かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀（しま黒檀を除く。）	三割
	乙 マツチの軸木	無税
	丙 その他	
	一 包装用の箱、たる等に仕組んだ板	一割五分
	二 フィルターマス（植物質のものに限る。）	五分
一七一一	薪材	無税
一七一二	木炭	無税
一七一三	一 燃料用のもの	無税
	二 その他	一割
一七一四	骨炭	無税
一七一五	骨灰	無税
一七一六	電球用フィラメント	一割
一七一七	電気用カーボン（別号に掲げるものを除く。）	一割
	一 粉状又は粒状のもの	一割
	二 その他	一割五分
	甲 一個の重量が三百グラムをこえないもの	一割五分
	乙 その他	一割

一七二八	白金、ワナジウム、鉄又はこの化合物を含む触媒	無税
一七一九	製帽用など	一割
一七二〇	むしろ（植物性材料で作つたものに限るものとし、織物類に用いる繊維で作つたものを除く。）	無税
一七二一	一 包装用のもの 二 その他 麦わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、葦、竹、籐、藁その他これらに類するものの製品（別号に掲げるものを除く。）	一割
一七二二	一 あんべら袋 二 その他 かさの柄、つえ、むち及びこれらのにぎり	無税
一七二三	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ甲を用いたもの 二 その他	二割
一七二四	かさ 一 絹製又は絹入のもの 二 その他 木製品（別号に掲げるものを除く。）	三割
一七二五	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ甲を用いたもの 二 その他 甲 かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀の製品 乙 その他 タードフェルト、タードペーパーその他これらに類するもの（屋根、船底等に用いるものでタール、アスファルト、樹脂等を施したものに限る。）	五割
一七二六	ボイラーフェルト	四割
一七二七	ゴム製品（ガタバーチャ製品を含み、別号に掲げるものを除く。） 一 インディアアラバー液、インディアアラバーストその他 二 デンタルラバー 三 その他 くず又は古のゴム（ガタバーチャを含み、改造用のみに適するものに限る。）	一割
一七二八	バルカナイズドファイバー（棒、板及び管等のものを含む。）	一割
一七二九	セルロイド及びその製品（別号に掲げるものを除く。）	二割
一七三〇		二割

一七三一	くず又は古のセルロイド（改造用のみに適するものに限る。）	二割
一七三二	ガラス及びその製品（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一七三三	合成樹脂及びその製品（くずを含み、別号に掲げるものを除く。）	三割
一七三四	ブラッシ及びほうき 一 貴金属、貴金属をめつきた金属、象牙又はべつ甲を用いたもの 二 その他 ランプその他の照明具及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）	五割
一七三五	一 安全燈、船燈、白熱電球、ソケット、シェードホルダー及びガスマントル 二 医療用ランプ 三 その他 写真用フィルム（現象したものを含む。） 一 レントゲン線用のもの 二 その他	一割五分
一七三六	ゼラチンペーパー、 造花（模造の葉、果実等を含む。）及びその部分品 化粧箱 万年筆（ボールペンを含む。） 鉛筆、ペン及びこれらの部分品 一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ甲を用いたもの 二 その他 甲 万年筆及び繰出鉛筆 乙 鉛筆及び鉛筆の芯 丙 その他 イ ペン先 イの二 金製のもの イの二 その他 ロ その他 野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チェス用具その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属品（フレイミングカードを除く。） 一 野球用具、庭球用具その他の戶外運動用具並びにその部分品及び附属品 二 その他	一割
一七三七		三割
一七三八		一割五分
一七三九		四割
一七四〇		四割
一七四一		五割
一七四二		二割五分
一七四三		二割
一七四四		二割
一七四五		二割
一七四六		二割
一七四七		二割
一七四八		二割
一七四九		二割
一七五〇		二割
一七五一		二割
一七五二		二割
一七五三		二割
一七五四		二割
一七五五		二割
一七五六		二割
一七五七		二割
一七五八		二割
一七五九		二割
一七六〇		二割
一七六一		二割
一七六二		二割
一七六三		二割
一七六四		二割
一七六五		二割
一七六六		二割
一七六七		二割
一七六八		二割
一七六九		二割
一七七〇		二割
一七七一		二割
一七七二		二割
一七七三		二割
一七七四		二割
一七七五		二割
一七七六		二割
一七七七		二割
一七七八		二割
一七七九		二割
一七八〇		二割
一七八一		二割
一七八二		二割
一七八三		二割
一七八四		二割
一七八五		二割
一七八六		二割
一七八七		二割
一七八八		二割
一七八九		二割
一七八〇		二割
一七八一		二割
一七八二		二割
一七八三		二割
一七八四		二割
一七八五		二割
一七八六		二割
一七八七		二割
一七八八		二割
一七八九		二割
一七九〇		二割
一七九一		二割
一七九二		二割
一七九三		二割
一七九四		二割
一七九五		二割
一七九六		二割
一七九七		二割
一七九八		二割
一七九九		二割
一八〇〇		二割

一七四二	玩具	四割
一七四三	ひな形	無税
一七四四	銅料	無税
一七四五	鋳	無税
一七四六	米ぬか	無税
一七四七	油かす、食用に適しない乾魚、骨粉、血粉、グアノ、過燐酸石	無税
一七四八	灰、石灰素その他の肥料(別号に掲げるものを除く。)	無税
一七四九	変性糖みつ	五分
別号に掲げない物品		
一 未製品		
二 その他		
甲	貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ甲を用いたもの	五分
乙	その他	二割

附則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 左に掲げる法律は、廃止する。
 舊沢品等の輸入税に関する法律(大正十三年法律第二十四号)
 輸入税の従量税率に関する法律(昭和七年法律第四号)
 食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)
- 改正前の関税定率法第九條第二項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の全部又は一部の免除を受けた物品については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。
- 関税定率法 別表輸入税表番号第七百五号合成染料の項中第六項建築染料乙 その他の税率は、当分の間、同表の税率にかかわらず、一割五分とする。
- 鉄の輸入税免除に関する法律(昭和十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
 第一項中「第四百六十二号ニ掲グル鉄(別号ニ掲グル特殊鋼ヲ除ク)」を「第四百五号ニ掲グル鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)」に改める。
- 貴金属管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

関税定率法別表輸入税表		
番号	品名	免税される物品
五〇一	植物性揮発油	バイン油
二 その他	乙 その他	

六九五	薬材、化学薬、医薬及びその調合品(別号に掲げるものを除く。)	青化石灰及び浮遊遊離剤
一四〇六	特殊鋼	ドリルスチール
一六六六	キャブスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。)	スラッシャーホイスト
一六七八	ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)	ドリフター
一六八六	機械(別号に掲げるものを除く。)	試験機、物理探査機、エヤー ストウイングマシン、選鉱 用機械及び青化製錬用機械

- つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

関税定率法別表輸入税表		
番号	品名	免税される物品
九〇二	亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物及びこれらの織物の交織物並びにこれらの織物と綿との交織物 二 平織布、紋織布及び綾織布 丙 その他	上布(織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない平織のもの、かすり又はしま柄のものに限る。)
九〇六	絹織物及び絹を交えた織物(別号に掲げるものを除く。) 三 その他	つむぎ(織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない天然絹製のもので、且つ、かすり染の糸を使用した平織のものに限る。)

○西川政府委員 たいま議題となり
ました農林漁業資金融通特別会計法案
の提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、農林漁業
の生産力の維持増進をはかるため、農
林漁業者に対し、長期かつ低利の資金を
融通する目的をもちまして、別途国会
に農林漁業資金融通法案を提出いた
しまして、御審議を願つておるものであ
ります。この農林漁業資金融通法案を
実施いたしますことになりました場合
には、一般会計と区分をして、その経
理の状況を明確にいたしますために、
新たに農林漁業資金融通特別会計を設
けて経理することが適当と考えられま
すので、この法律案を提出いたしました次
第であります。

その内容の概略を御説明申し上げま
すと、この会計におきましては、一般
会計及び米穀対日援助見返資金特別会
計からの繰入金に相当する金額をもつ
て資本とし、その繰入歳出は、貸付金
の償還金及び利子、一般会計及び米穀
対日援助見返資金特別会計からの繰入
金、資金運用部からの借入金並びに付
属雑収入をもつて歳入とし、貸付金、資
金運用部からの借入金の償還金及び利
子、事務取扱費その他の諸費をもつ
て、その歳出とすることとしておりま
す。またこの会計において、借入金の
利子及び事務取扱費その他の諸費の支
出済み額の毎会計年度末における合計
額が、当該年度末における貸付金の利子
及び付属雑収入の収納済み額の合計額
を越えないよう、この会計の経理の健全
性を維持するため経費支出の制限をい
たしておりました。これにより政府の行
います農林漁業資金の貸付に関する経

理の全体を明らかにしあわせてこの会
計の予算及び決算の作成及び提出に関
する手続等、特別会計に必要な事項を
規定いたしました次第であります。

次に関税定率法の一部を改正する法
律案について御説明申し上げます。

今回、この法律を改正しようとい
う目的は、国内的には、戦後の経
済事情に対処して関税率を合理化する
とともに、国際的には、わが国が関
税及び貿易に関する一般協定すなわ
ちGATT、及び「国際貿易協定」な
わちITO等の国際協定に、いつでも
参加できる態勢を整えておくためであ
ります。

改正の主要な点は次の四点でありま
す。

まず第一の点は、戦後わが国の通貨
の価値が著しく下落したことに伴いま
して、従来税率はほとんどその意味を
失つた反面、従価百パーセントの高率
な奢侈品関税が依然として存在してい
るなど、きわめて不合理な体系になつ
ておりますので、これを是正いたし
まして、従価税率に統一することに
いたしました。第二の点は、GATT並
びにITOに表明されております関税
障壁引下げの国際的動向に即応し、内
外の産業及び貿易事情を考慮して、従
価税率を最高五割から最低五分までの
間において、妥当と認められる税率と
いたしました。第三の点は、わが国が
天興の資源に恵まれず、人口が過剰で
ある点を考慮して、重要産業の維持育
成による雇用の増加をはかるとも
に、輸出、加工貿易を保護振興するた
め、輸入原料は無税または低率の課
税とすることとしたいたしました。第四
の点は、わが国の農業の特殊性を考慮

いたしました。これを保護するため、輸
入主要食糧に対して適当な関税率を設
けました。一面、国民生活安定の絶
對的要請を考慮し、海外の市価が高騰
する場合は、国内における凶作等の場
合と同様に、関税を減免することがで
きることにいたしました。その他、課
税価格の決定につきまして詳細な規定
を設け、内外の輸入業者等に関税額算
定の基準を明らかにし、また不当
廉売品の関税につきましても、国際慣
行に合致するように、規定の改正をい
たそうとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理
由であります。何とぞ御審議の上、
すみやかに御賛成あらんことをお願い
申し上げます。

○農林委員長代理 間もなく大蔵大臣
も御出席になることと思ひますが、た
だいま西川大蔵政務次官、平田主税局
長、舟山銀行局長がお見えであります
から、これらの政府委員に御質疑があ
れば質疑を許します。

○三宅(則)委員 大蔵大臣がお見えに
なりました。ちよつと主税局長に
二、三點お伺いしたいと存じま
す。今度の関税定率法の一部を改正す
るにあたりまして、従来と異なつた点
を今御説明になつたわけでありま
すが、私も、はなはだ大ざっぱなこ
とを聞くようで恐縮であります。が、
米、麦あるいはその他の農産物につき
ましては、日本の国土におきましても
相当あるわけでありまして、しかしな
お将来を考慮して、日本といたしまし
ても国際小麦協定に入つておつて、あ
る程度これを確保する必要があると思
ひますが、これに關しまして政府はど

ういうふうな考えておられますか。こ
の際承れば幸ひであります。

○平田政府委員 今回の関税定率法に
おきます改正の案は、先ほど説明も
ありましたように、日本の将来の農業
の保護という見地を考慮して、関税
定率法の基本税率をいたしましては、
それ、安当な税率を定めることに
いたしております。すなわち最低一割か
ら二割五分程度のそれ、安当な税率
を設けまして、将来のことを考えたい
ということにいたしておりますが、た
だお話の通り今の事情は相當變動的な
事情が続いておりました。日本の国内
価格が国際価格よりもなお低いとい
う実情でございますので、その間は食糧
に対する関税は免除しようということ
にいたしておるのであります。それは
一つは、今お話の通り、国際小麦協定
等にも将来できる限りすみやかに参加
いたしまして、外国から入つて来ます
ところの食糧が現在よりも低くなる
というところは、私も強く期待してい
るところであります。この問題は結局
平和條約等の問題と関連いたしまし
て、国際的な問題として、適当な
ときに解決を見ることに相なるのでは
ないか、かように考えております。

○三宅(則)委員 大蔵大臣がおいでに
なりましたから、私は二、三點だけ大
きい問題をお伺いしたいと思ひま
す。わが大蔵大臣はすでに二国会も予
算を作成せられて、十分な経験
と認識をもつて今後の金融情勢を見
たい、こいうふうな考えておられるわ
けであります。この際承りたいと思
ひます。都市よりもむしろ農村金融の方

非常に恵まれないから、どうか自由党
は農村にも潤してくるよう、政策
を断行してもらいたいという陳情をた
びたび受けるのであります。ことに
わが池田大蔵大臣は地方あるいは都市
を問わず、全般の国民のことを考えら
れてやつておられるわけでありま
すが、特に
中小企業並びに農民に對しまして、
今度の予算にも載つておりますが、本
委員会におきましても一応の御説明を
賜ひまして、国民が安心して実業
につき、農業に従事することができ
ますようにひとつお示しを願ひたい、か
ように考えます。

○池田政府委員 中小企業また農民の
方々への金融につきましては、日ごろ
から心を砕いておるのであります。中
小企業については、御承知の通り日本
銀行の別々融資だとか、あるいは見
返り資金からの金を設備資金に流す、
あるいは信用組合あるいは農業協同組
合等でもやつておるのであります。また
中小企業の保険制度、あるいは国民金
融公庫からの貸出し増加、ことに商工
中金の最近の活躍は目ざましいもの
があるのであります。一昨年ににおき
ましては二十億程度の融資が、最近で
は百億円を突破するといふ状況で、か
なり中小企業の方には、いろいろの施
策をやりました。まわつて行つておる
と思ひます。ことに無盡あるいは信用
組合については、先般来見返り資金の
取扱いは認めるとか、あるいはまた聞
くところによりまして、相互銀行制度
の創設、信用銀行などが考えられて
おるようでございます。徐々に中小企業
の方の金融は円滑になつて行くと
思ひます。お話の農村に對する金融は、御
承知の通り担保物件が適當のものが

ないというので、なか／＼困難な点があるのではありませんが、今回の農林漁業資金の六十億円、あるいはまた農林中金の債券発行等によりまして相当の金がでますので、これも担保なしに共同で借りられるような方法を考えたらどうかという点で研究を進めておりますが、何と申しまして農林の事情から申しまして、できるだけ早い機会になるべく潤すようにして行きたい。これはやはり農林協同組合の育成発達とか、あるいは農業手形の普及とか、いろいろ今までの機関を活用するの一番いいと考えております。

○三宅(則)委員 今池田大蔵大臣は中小企業はもろんのこと、農村にも相当に金融機関を緩和するという御説明でございまして、私も承知するのではありませんが、こういう点はいかがでございますでしょうか。農村においては確実な人が多いわけでありまして、協同組合だとかあるいは町村長とか、あるいは村会議員とかいうような名譽職であり、あるいはその村その町の中心人物が保証いたしますならば、あるいは団体でも、あるいは個人でも、あるいは数十人の者でも集まつて、共同した責任においてこれを借りる。たとえ土地もしくは不動産あるいは山林その他の方面から考えましても、ある程度の金融をつけることが必要であらう。今回出ました農林漁業資金金融特別会計法案もこれに類するものだと思いますが、もう一度承れば幸いです。

○池田國務大臣 金融は机の上の議論ではなく／＼むずかしいのであります。金があることが第一、その金をどういう方面に使うかによりまして、担保とか信用とか保証とか、いろいろ問題が起つて来ると思ひます。われわれといたしましては、できるだけ農林へまわる金をたくさんするということとして集められた金を農林の方に回すようにするのは、金融機関あるいはその取扱いはしている人の心構えでございますが、われ／＼としては、金を集め、そして農林になるべく金が出るように、その衝に當つて人を指導するよりほかはないと思ひます。具体的に町村長が保証するとかなんとかいう問題も、その金がどこへ向つて行くかというところが問題で、それによつてきめらるべきものと考えております。

○三宅(則)委員 今大蔵大臣の御説明がありました。もう一つこういう点をお伺いいたしてみたい。不動産金融といふものは、もとは勧業銀行とか日本興業銀行等があつてやつたものであります。今は一時中止になつておるようですが、将来は不動産金融というものの相当考へらるべきと思ひます。

○池田國務大臣 次は、無盡もしくは信用組合等におきまして金を集められたものを、その土地に流す。たとえば預金部資金といふたしまして、御承知の通り郵便貯金等も、地方で集まりましたものを、これは将来はいかにかと存じますが、一応中央に集めて、しかる後預金部を通じて地方に潤してやる、こういう還元性を確立したいと思つておるわけでありまして、これは大蔵大臣が監督されるわけでありまして、あとで官報君が詳しい質問をいたすわけでありまして、私は特に中央地方を通じて、集めた金をなるべくその地方に流してやる。もちろん国家的事業でありますから、まんべんなくまわすということとは困難かもしれませんが、なるべく地方の財務部等を動員されまして、その趣旨の徹底するように、今後とも御指導願ひたいということを願ひます。次第であります。これに対する答弁を要求いたします。

○池田國務大臣 今もつともお話をございまして、預金部資金なんかも、地方債の引受けだとか、また金融債として引受けましますものにつきましても、農林中金あるいは商工中金につきましても、できるだけたくさんまわすような心構えで行つております。

○宮崎委員 金融政策につきまして昨日山田局長さんに一応の御答弁を伺つたのであります。今日は幸いに大臣の御出席をいただきましたので、基本的な問題につきましておただしをいたしたい、かように考えるものであります。

その要点といたしますところは、近日ごろ日銀の政策委員会の議長であり、また日銀の總裁を兼ねられております一万田さんのお話、米國における、あるいは帰朝後のお話等において、どうも何か大蔵大臣や日本政府より上まつた権限——もつと言へば、主導権も持たれるように受取れる新聞記事がたくさん出て参るのであります。新聞記事のことを信用しないと申すと、新聞社からおしかりを受けるかもしれません。ある程度客観情勢の報告だけでなく、主観的な考え方もあらうと思ひますので、百パーセントこれに信憑力ありといたすものではありませぬけれども、決して無根のこと

ではないと申し上げてよい、かように考えるわけでありまして、そこで結局は現在の日本銀行法にも欠陥があるであらう、こういう結論にもなりましようが、その経路としてひとつ大蔵大臣のお考えをおさしつかえない程度で答えていただきたいと思います。大体今までもおそろく政策委員会の議長という名前はいま見えない、常に日本銀行總裁という名前を使つておられますが、そのやりましますことが、いわゆる日銀の施策と申しますか、政府や大蔵省の考えと違つた方向を歩いていることが決して少なくありません。ことに貴重なドル方式にも反するやに疑われまします点があります。具体的にこれを指摘いたしますと、昨年の十二月二十日の毎日新聞に発表されておりました、これはビジネス・ウィークの東京支社長のア・W・ジェサップという人の言葉であります。その見出しが「ドル方式と日本経済」脱けな放漫計画と資本の活用を誤る「日銀政策は逆行」——という明瞭な見出しで出ております。私は当時これに非常な関心を持ちました。一万田さんのおやりくださいますこと、あるいは日銀のおやりくださいますことに注意をしておつたのであります。が、やはり残念ながらこのジェサップ氏の示しましたことが、うそでない、こういうような現実になつて参りました。すなわち当時行われました復金債の買上げ、これは信用統制をおれの方でやるのだという一万田さんのお考えから行きますと——これは見送り資金から買ふことが予定されておつた。しかるに日本銀行が先に復金債を買ひ上げまして、見送り資金で買ひ上げたときには、実は日銀の手持の復

金債を買ひ上げてしまつたという結論になります。すなわち信用の膨脹というのを日本銀行みづから一万田さんの名において行つて、そして大蔵省で考へていまして、後手にまわつた。少くともこれらの事実は大蔵省とお打合せの上かどうか、私はつゞらからありませんが、どうも日銀總裁の行動がドル方式や大蔵省のそれと相反している方向に歩いている、こういう一つの適例であらうと思ひますが、これらの点について当時の状況を御記憶でありましたならば、御説明をいただきたい。

○池田國務大臣 金融政策につきましては、大蔵省と日銀とは常に連絡をとりつてやつておるのであります。ただ日本銀行法が改正になりまして、金利の問題その他は日本銀行自体で定めることになりました。一般金融政策につきましては、大蔵省がそれに相談に乗る、また大蔵省自身でやる場合もあるものであります。全体といたしましては、大蔵省の考え方と日銀の考え方が、その背馳はいたしてありません。当初は意見が違つておりました。会談を重ねることに、とにかくまつた方向へ行くように両者とも努めておるのであります。御指摘の復金債の買上げを日銀がかわつてやつて、それから見返りの方でやつた、こういう例はあつたやに思ひますが、やはりそのときの金融情勢によりまして、復金債の買上げ等につきましては、一応事務当局との間では連絡がついておることと考えております。よく新聞に、意見が違つておるやうなことが出るやうであります。が、私としては一万田君と考へ方が違

つていふという気持はないのであります。

○官報委員 たいだいの御説明で、また大蔵大臣の監督下において日本銀行が動いておるといふことを、私は信じたい一人でありましたが、なお統一してお伺いしたいのは、先般これは一度お尋ねいたしましたので、この際は一省略いたしますが、一万田さんがアメリカにおいて、渡米当初でありましたが、述べられたいろ／＼の新しい日本の経済政策、こういうような言葉から、国内の通貨の各目切下げが行われるのではない、あるいは兌換券と管理通貨の二本柱になるのではない、という声が非常に世間に強く流れました。先般お尋ねをいたしましたところ、大蔵大臣から、さような考え方は持つておらぬ、為替レートも堅持するのだ、こういうような明確な御答弁によりまして、おおむねこの評判はたいだいま解消いたしました、われ／＼は日本経済安定のために喜んでゐるやきであります。しかるに渡米中の一万田さん、二月十四日にニューヨークで共同通信の大竹特派員に対して、日本の新経済政策というものは、再軍備の線によつて修正せられなければならない、こういうふうな話しておられます。一方例の税法の権威者として、われわれに新しい税を教えてくださいましたシャウ博士は、デトロイトにおきまして、たしか二月二十五日だと思ひますが、月本は再軍備負担は過重である、なるほど新財政政策というものは必要であるけれども、再建過程にある日本としては、朝鮮動乱が起つたことでさえ不幸なことであつて、いゝやんやそれが自衛権の範囲であらうが、

再軍備の線であらうが、その負担は国民にとつて過重である、かような言い方をいたしておられます。しかるときに、一万田さんは再軍備の線が経済政策を修正するのだ、こう言つておられますが、もしこれが真実と言われたら、たしますならば、わが吉田内閣の言明は、御承知の通り再軍備は慎重に考へべきものであつて、しかも再軍備をしないからといつて、他の国家から日本に再軍備を強制されることはないのだ、こういうような言い方までしておられまして、現在国民負担の軽減に志し、そして、そうしてみずからの資本蓄積と國家の財政資金の蓄積によつて、いよく／＼もつて日本を國際經濟に參加せしめる有力なる基礎をつくりつつある段階でありまして、かような再軍備の線が経済政策を修正するのだなどというものが、もし真実であつたとするならば、これは大きな問題としてわれ／＼は考えなければなりません。そこでまずお伺いしたいのは、先月の二十六日に一万田さんがお歸りになりまして、新聞、ラジオの報道では、再軍備報告を大蔵大臣にもなすつておられるやうであります、そのときの再軍備報告で、新経済政策あるいは財政政策あるいは金融政策、いずれの面でもよろしゅうございまして、おさしつかえの御報告をなすつたか。おさしつかえのある部分は、もちろんありませんが、概要をお示し願へたら仕合せだと思ひます。

○池田田務大臣 一万田君は二十四日の日に歸りまして、二十五日の日曜日の日に歸りまして、二十六日の朝八時ころにまず私をたずねてくれたのであります、まあアメリカのいろ／＼な見たり聞いたりしたことを伝えたのでございます。私は歸られた早々でありますので、留守中の日本の経済をゆつくり見てから後に、いろ／＼な話をしようといふので、あのときは深入つた話をしておりません。見たり聞いたりしたことを聞いただけでございまして、大した目新しいことは聞き得なかつたのであります。ここで申し上げても結論の出ないものでございまして、結論は申し上げない方がよいと思ひます。もう一度ゆつくり会つて話をしてみたいと考えております。

なおお話中に、再軍備の線によつて経済政策を變更する、こういうふうなことは、これは少し早まつた議論ではないかと思ひます。一万田君がどう言ひましたら、吉田内閣は内閣の方針で財政、経済、金融政策をやつて参りますので、これにつきましては、絶對多數を持つておる吉田内閣は、その所信を十分断行し得るのであります。日銀總裁が何と申しましたとも、われ／＼は國民のため日本のために一番いい仕事をやつております。またやつて行く自信を持つておるのであります。

○官報委員 たいへん力強いお言葉で安心いたしました、しかしながらまだ再軍備の線が経済政策を修正するといふことを言つたか言わぬか、よくわからぬといふやうな程度であります、この点を越えて考え方のやうに思ひます、この点に對しては、大蔵大臣の御感想はいかがでございますか。

○池田田務大臣 この前予算委員会におきまして中山君の発言は、政策委員の一人として、参考人として出頭し意見を述べられたと思ひます、批評がま

本銀行、ことに政策委員会の権限、この字句の読み違ひが、さるいは解釈の違ひが、大なる日本全部の金融政策の用い方に対する考え方、大蔵大臣の監督下にある中央銀行としての日銀であつて、しかもそのボードである政策委員会というものの、何かの力を越えたやうな考えがいたしてならぬのであります。これは私の狭い氣持からもしれませんが、どうも報道は私の言葉の眞実性を裏書きするやうなことが非常に多い。一例をあげますならば最近起りました東銀債の問題で、政策委員の中山委員が参考人としておいでになりました、あの方が政策委員として答弁されたのか、あるいは地方銀行の代表者として答弁されたのか、私は速記簿を讀みまして十分了解することおできません。私のお聞きする範圍におきましては、中山さんはあの場合の答弁は、地方銀行の代表者であつて政策委員ではなかつた。しかも中山さんは私どもの郷土の先輩でありまして、私がかように申し上げると妙な言ひがかりになりますので、普通なら遠慮して申さない方がよいかもしれせんが、事はきわめて重大だと思ひますので、あえて申し上げますが、中山委員は何か政策委員会の権限というものが、いつと大蔵大臣の監督下にある日本銀行のボードである、こういうのを越えて考え方のやうに思ひます、この点に對しては、大蔵大臣の御感想はいかがでございますか。

○池田田務大臣 この前予算委員会におきまして中山君の発言は、政策委員の一人として、参考人として出頭し意見を述べられたと思ひます、批評がましいことは避けたいと思ひますが、少しわれ／＼としては、行き過ぎた思ひ上つた議論のやうにも実は受取れたのであります。しかし中山君の意見を私がとめるわけにも行きませんので、一応は聞いておりましたが、あまり傾聴すべき議論ではないと思ひます。しかも政策委員として、どうも政策委員会で決定したやうなことを言つておられましたが、大蔵大臣としては政策委員会の意見としてあつたのを聞いたことではない。受取つたことはございせん。ただ地方銀行代表という意味であつたやうなことに相なつたと思ひます。政策委員として、何も政策委員会が東銀問題をきめるわけでも何でもないのでございまして、法制上はつきりしている問題であります。まあ大分思ひ切つたと申しますか、われ／＼とはかわつた意見を述べられたやうであります。

○官報委員 その点は承りました。続いて現在司令部の方面で考えておられます金融担当の保官等から、おそらく大蔵省にも示唆的なことがあつたと思ひますが、日本の現在の金融面から見まして、倉庫証券の担保金融を拡充する方策をとらなければならぬまい。不動産金融の担保の経済力維持の方策もとらなければならぬまい。証券担保の保護対策も講じなければならぬまい。かような示唆があつたやうに私は漏れ聞いております。また私も個人的にさような言葉を聞いたこともありますし、いわゆる日本の現在の金融上の盲点はこのにある、こういうふうな指摘されております。しかるところ、一万田さんがお歸りになりましたから起

りました中に、いろ／＼なことがありますが、これとまづ違つた方向に進んでいく点が相当あります。たとえて申しますと、高率適用を強化する、低金利政策を放棄するのといった中におきましても、証券投資の育成等にブレーキをかける。滞貨金融というような倉庫に滞留した物品を金融化するような方策につきましても、あまり賛意を表さない、こういうような面が見えておりますが、この点につきましても、大蔵大臣はこの金融政策の旨点と考へられます倉庫、不動産、証券、かような面につきましても、おおむね司令部が示唆されたような方向のお考えを持つてゐるのか。それとも一万田さんの言われるような方向にお進みになる方針か。この点簡單でけつこうでありますから、お答えをいただきたいと思ひます。

○池田田務大臣 倉庫証券、不動産担保金融あるいは証券金融につきましても、事務当局にありませんか、私にはまだ示唆が来ておりません。また事務当局にあつたといひましたが、事務当局から聞いておりましたが、私はそういう線はやはり押し進めて、行かなければならぬと思ひます。しこうして低金利政策をやめて高金利政策に向う、こういうことはいろ／＼な意味があるものであります。今の高率適用の問題を強化するということは、われ／＼は初めから考へておるものであります。これがすぐ高金利政策ということも言えないのであります。第二次高率適用の問題を、今預金の一〇％を越えることにしております。これを六、七パーセントにするか、八％くらいにするかという問題もありませんし、また国

債担保の金融の利子をどうするかという問題があります。必ずしもこれをもつて高金利政策に転換するとも言えないと思ひます。日本銀行の割引歩合は、御承知の通り市中の割引歩合よりも低くて一銭四厘であります。それが市中は二銭二、三厘になつております。今、日銀の金利政策というものはほとんど眠つてゐるようなもので、たゞあれば一部の高率適用だけあります。高率適用を上げるから、市中の一般貸出しの金利がすぐ上つて来るかという問題になります。すぐ上つては来ないと思ひます。また万が一日本銀行の割引歩合一銭四厘を動かす場合におきましても、すぐ動かしただけ市中金利が上がるかどうかという問題は問題があるのかどうかという問題は、私は今低金利政策を高金利に転換するということとは少し言ひ過ぎではないか。やはりその場合その場合によつて、金融を引締める場合もありましようし、ゆるめる場合もありましようが、根本的に高金利に転換といふことは、ただいまのところ言つておけません。金融経済の状況を見ますと、世界各国が今高利政策をとつております。軍需インフレ防圧のために金利の引上げを實行し、あるいは考へておられますが、日本で今ただちに高率適用以外のことにつきましても、低金利から高金利へ行くといふことは、まだそこまで行つていないのじやないか。よほど研究してかからなければならぬ問題だと思ひます。

○官廳委員 その点はよくわかりました。ついでに関連もありますので、次は日銀ユーザンスの問題であります。外貨の手持ちは輸出振興によつてふえておる。その後、輸入を促進しな

ければ国内経済の安定を保つことができない。これはもうだれが考へてもわかることではあります。そこで輸入の促進の対策をとつておりました。さき、ちようど二月の末ごろになりました。と、LCを開設するに外貨が不足だといふ状態になつて来た。その制度の内容容を見ますと、御承知の通りLC開設のための保証金は、貸付外貨の一〇〇％を預け入れてこれを保証する、また外為委員会では、使えない面から五〇％を預金して外国銀行に預けてある、こういうような形になりました。外貨資金の運用が非常にきつぱつた。この問題につきましても、木内外国為替管理委員会委員長と一万田さんのお話が伝わつております。そのときに一万田さんの三條件というものが出されております。その三條件の内容をここで一々検討しますと、くどくなりますのでやめますが、一〇〇％保証を五〇％保証といふ、かような措置は、もちろん大蔵省等は別格な委員会がありますので、直接大蔵大臣がこれに指示する権限もないかと存じますけれども、大蔵大臣といひましたのは、外貨資金を有効に運用するために、現在の日銀ユーザンス—ドル・ユーザンスを別に開くといふことは別格の問題といひまして、現在の日銀ユーザンスの中においてこの五〇％保証にかえる、かようなことを考へてなつておるかどうか。この点をお聞きしたいと思ひます。

○池田田務大臣 LC開設によりまして、ドル資金がだん／＼減つて参つておることは御承知の通りでございます。しかし今ただちに、LC開設の場合にドルの一〇〇％を五〇％にするか

どうかということは検討を續けております。どうしてもドルが足りないといふことになりますると、いろ／＼な方法があるのではありません。ただいまここで、つきり申し上げるわけには参りませんが、日銀あるいは外為委員会と連絡をとりまして、具体案を検討いたしておるのであります。

○官廳委員 それではまた少し前へもどるようになりますが、きのうあたり発表されました一万田さんの金融構想というのを拜見いたしました。これからの金融政策というものは、生産の増強とインフレの抑制の二大観点からやります。これは私もことごとく同感であります。先般予算委員会の討論においても私申し上げました通り、すでに昨年の十月を契機といたしまして、生産指数も戦前を上まわつたという状況になつてゐる。市場に物資が正當に流れつております。たゞ生産資金といひました通貨の増強があつても、これをただちにインフレだと心配する必要は、もはやないやうな時代になつて来たのじやないかといふやうなことも述べております。従ひまして私は、生産の増強があれば、それによりまして、ある程度の通貨増強がありまして、インフレの抑制ができる、こういうことを考へておる一人であります。従ひまして今までとつておられましたといひゆる池田財政下に生れました金融政策は、押えては放し、放しては押え、こういう形でよく生産の増強を全うする役割を果して参つた。一部には縮められた場合には非難もございまして、産業全般から見ますと、占領下におきます金融政策としては、まず／＼万点とは申しかねまして、

相当高く採点をしておる。ところが先ほどお話のありました高率適用の強化と相まちまして、今度はひとつ法的に資金を供給する面、たとえば市中銀行が自己の利益のために日銀の貸出しを要求したような場合には、極端に締め行く。また法的な措置をとつて、従来のような融資標準というものは設けぬが、自主的な質的な統制を強化するんだといふことを言つておられます。この質的統制という言葉は安本で使つたときに、御記憶があるかも知れませんが、大蔵大臣に質的統制とはどういうことを意味するのかとお尋ねいたしましたところ、さうなことはお考えになつておらぬ、いやしくも統制などということはいたしたくない、こういう当時の状況でありましたが、ただいまはまだ日数は短かくとも、相当国際情勢も変化があり、国内経済事情も変動いたしておりますので、この点につきましても、もし日銀の操作いたしますところの信用供與に何かわくを設けるつもりか。あるいは一万田さんのおつしやるように自主的な質的な統制をおやりになるのか。この点を明らかにしていただきたい。ともすればこの点は、先ほど復金債の点で申し上げたやうに、日銀が出したいと思ふ、あるいは個人一万田さんが出したいと思ふところへは金が出るけれども、その他のところは、質的統制といふことで、思惑資金、不急不要の資金だと言つて押えられれば、市中銀行は今後参つてしまふと同時に、これにたがひますところの各種産業の痛手といふものは、けだし想像に余るものがある。従ひまして、この点につきまして一万田金融構想といふものを、日銀貸出しを通ず

る操作、こういう名目で発表してあります。この点に對します大蔵大臣の御意見を一応伺いたいと思つたのであります。

○池田國務大臣 なか／＼やつかない問題でございすが、質的統制と申しますか、とにかくいふところには金は流す、不急不要なところには金を引締めるというところは、こういうときには、當局者としては常に考えなければならぬ問題でございすが、われ／＼が預金部資金を金融債引受によつて流します場合におきまして、やはりそういう点は頭に入れて行かなければならぬと思ひます。従ひまして日銀におきまして、各銀行からの貸出し要求に對しまして、たとえばスタンブ形、貿易手形等におきましては、これはすぐに参りますが、普通の國債担保の金融とかなんとかいふことになりまして、やはりそこに經濟の円滑な運行、正常な運行といふことから、ある程度貸出しを減つたり、あるいは貸出しを奨励することはあると思ひます。ただ日銀總裁が一存でどうこうするといふようなことは、政策委員会ができた今日におきましては、そういうことにはないと思ひます。日銀の貸出しにわくがあるというふうなことは、われ／＼も聞いておりますが、これは言葉のとりやうでございまして、そのわくはやはり健全な金融情勢のあり方といふことを主体にしてやつて行くべきものであつて、そこに私情その他が入つては相ならぬと考えます。

○官報委員 きわめて明確にお答えいただきまして了解いたしました。続いて、今ちよつとお話がありました手形優遇制度についても、一つの変更を加へたい、こういうことを一万田さんは言つております。これは幸い適格手形の格下げ、あるいは後退と申しますか、あとへ下るといふことで、特に取上げておりますのは、商業手形の適格手形といふものは、ほとんど認めないといふような構想を持つております。しかもその根本といたしますのは、商業手形といふものは短期資金であつて、ともすればこの適格商業手形を利用して長期資金が流れる、こういうおそれがあるのでこれを押へたい、こう申しておりますが、一体商業銀行が長期金融をやつてはいかぬという原則は、私はないと思ひます。また同時に、現在のような特殊銀行もない日本の実情におきましては、ある程度の長期資金を商業銀行が扱わなかつたら、資金コストが高くなりまして、その銀行の經營といふものは成り立つものじやございせん。少額な短期資金を扱つたならば、その銀行なり、これと同様な組織といふものは、必ずつぶれてしまひます。そういう意味で、どうしても商業手形を通ずる一箇年か二箇年程度の資金、あるいは九十日程度で手形を書きかへまして、これは長期資金として流して行くのが正常な形であらう。金融面におきましてわれ／＼が先進國と考へておりますアメリカの制度を見ましても、その投資銀行の中におきまして商業手形と、その他の手形との区分を見ますならば、商業手形の五〇％以上は、やはり長期資金を供給いたしております、こういう實際の統計もありまして、またアメリカ方面の金融論者の説明を見ますと、商業銀行もある程度の長期資金をまかなうべき責任がある、かようなことを言つてお

ます。しかしアメリカの國情がただちに日本に適用されるわけではありませうので、私はこれを必ずしも、こゝろ考へるものではないと思ひますが、商業手形の適格性を無視いたしまして、これに對する適格を與へることを極度に押へるような政策になりまして、これにまた中小企業を中心といたします日本の企業といふものは、萎縮するやうな状態になります。この点につきまして、大蔵大臣はどのような考へを持つておるか。

○池田國務大臣 日銀が商業手形に對しまして、特別の方策を講じたといふ意向はまだ聞いておりません。聞いておりませんが、お話にありますが、日本に、日本の銀行は、日銀を除いては全部普通銀行になりまして、長期の金融は建前としてはやらぬ、こうなつておりますが、實際は長期金融をみなやつております。それがいいか悪いかは別問題といたしまして、昔のように特殊銀行がありまして、特別あるいは長期の金融をやつた状態であつても、普通銀行が長期金融をやつておつた。そのパーセンテージははつきりは申し上げられませんが、少くとも二三割くらいはやつておつた。現在においては、銀行によつて違ひますが、相当部分長期金融をやつてゐるのがあるものであります。そういう現実を離れて理想論をやつたりなんかするので、東銀債の問題なんかが起るものであります。こういう制度はだん／＼改めては行かなければなりませんが、今のところでは、これを急激に改めるといふことはできないのであります。私はその方法として日本開發銀行を設けたり、あるいは日本輸出銀行をすでに設けました。こうい

うことで徐々にやつて行く。銀行の方でも長期貸出しを社債に振りかへる。社債に振りかへる意味におきましても、資産再評価をやり、それを資本に組み入れて社債限度を拡張する、こういう一連のことで、徐々に今の市中銀行は、短期を主とする普通銀行にいたしたいと思ひますが、ただいまのところ金融制度に非常な欠陥がございまして、過渡的の問題でありますので、市中銀行は長期金融に對する限りならぬといふことは、言つても行われぬことであるし、また言ふべきやうな状態ではないと思ひます。

○官報委員 その点よくわかりました。続いてこれもやはり関連いたしておりますが、民間の社債発行の意欲が非常に上つて参りまして、また力が出たと申しましようか、しかしなか／＼現在の大家資本の中においては、消化されることは困難でありまして、やはり日銀はオペレーションの工作をとりまして、そうして資金を流して引受けさせる、かようなことも起るうし、また現在まで起つて来たわけでありまして、かかるに一万田さんは四月からはオペレーションをやめる、日銀のオペレーションはやめてしまつて、社債を發行させる、それを日銀は引受けられない形をとる——極端な表現であります。これではか／＼とつて参りました現在の内閣の金融政策と、必ずしも一致するとは申されたい。いいものは見て、適當なものは適當に処置するのだ、この程度に考へてもらわなければなりませんが、四月以後は廃止する。三月は入億だけオペレーションをやる。これでは大蔵省も現在の政府も

面目いずこにありやといわなければならぬやうな言葉に聞こえるが、大蔵大臣は確固たる信念のもとに金融政策を行われておりますので、この際大蔵大臣のお考へを聞き、われ／＼はそれで安心いたしておればいいわけでありすが、大蔵大臣のお考へを承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 日本銀行のオペレーションも、昔は銀行が相當國債を持つておりましたから、日銀がこれを買ひ上げて金融上適當な措置をとつておつたのであります。しかるところ國債も少くなつて参りまして、しこ／＼してわれわれはさいせん申しましたように、有力な社債を發行させ、普通銀行がそれをもち、これを日銀が担保で金を貸す、こういう方法がいいといふことで、それによつてやつて来ておるのであります。金融政策といふものは今までやつて来たオペレーションを何月からびしやつとやめるといふことはあり得ないことで、情勢が必要であつたらやればいいし、情勢が必要がなければやらなければいい。こういうマーケット・オペレーションを今月は八億といふことは言えますが、四月以降一切やらぬといふことは言い過ぎではないかと思ひます。私の聞くところではきまつておらない。オペレーションを四月からやらぬのだといふことはあまりとらわれない議論で、これは必要があればやるし、必要がなければやらぬ。これが金融政策の根本だと思ひます。日銀總裁がそういうことを言つたかどうかわかりませんが、私はそういうかたいものではない。情勢によつてあらゆる政策をとつて行くのが、この自立達成の過

渡期においては絶対に必要なことであり、と考へておられます。

○宮務委員 次は財政資金の放出の問題であります。この財政資金をみだりに放出いたしますと、御承知の通り財政インフレになります。ただいまは輸出が振興いたしまして、輸出インフレという状態でも、なか／＼インフレが高進する要因が含んでおるなどといつて、予算委員会等でははげしい議論があるくらいであります。いわんや財政資金を放出するといことが程度を越えすならば、これは明らかにインフレ、しかも悪性の要因をなすものだと私も考へております。ところが一万田さんは今後電力、造船等に出ておる見返り資金はもちろん、今度の資金運用部資金等の引受にもよつて、財政資金を放出することを促進するのだ、こういうことを言つておりますが、これは全然いかななどとは私は考へておらない。そうきつてくつに非難せんがための言葉は使ひませんが、どうもこの言葉の語呂をはき違へますと、前のおペレシジョン工作についても、あるいは日銀の貸出しの操作に対しても、あるいは手形偽造の後退というふうなことを考へると、それと振りかわつて財政資金の放出を促進するのだというのでは、はなはだ奇怪に聞えるのであります。この点について大蔵大臣のお考を承りたい。

○池田田務大臣 御承知の通り本年度から来年度に繰越します見返り資金は、大抵千億圓を越えます。また預金部資金も数百億圓になります。政府はなぜこんなに財政資金をためておくのかといふことが、ちよい／＼議論になるのであります。これは一方で日銀は輸入

ユーザンスその他によりまして、相当に信用供與をやつておるのであります。二千数百億圓の信用供與をやつておりますから、昨年と比べまして七、八百億圓の通貨の増出に相なつておるのであります。しこうして最近の情勢におきまして、一月は数十億圓の散布超過、二月も実は引揚げ超過になる予定のものが、百数十億圓の散布超過、こういうふうな状況に相なつておりました。政府並びに日銀の信用供與は予想外に多いのであります。従ひまして私も、見返り資金を使ひたい、預金部資金をどん／＼出すといふ議論がいろいろありますが、これはつかい棒としてどうしてもつておかなければならぬ。そこで日銀の信用供與が非常に縮減することがあれば、見返り資金やあるいは預金部資金を予定以上に出します、今の状態といひましたは、やはり予算で御審議願ひましたように、見返り資金につきましては私企業三百五十億圓程度、あの計画で行くよりほかにないのであります。日銀が信用を非常に縮減する。そうしてデフレ傾向になるということになりますれば、また片一方で急速に産業復興、生産増強という要請がありまするならば、これは見返り資金や預金部資金を使うのにやぶさかではあります。したが、ただいまの状態では、やはり予算で御審議願つたあの基本方針で行く考へておるのであります。従ひましてこれは日銀の信用供與と、政府の收支の状況によつて考へなければならぬことであるので、今早急に財政資金を予定以上に出すといふ考へは持つておりません。

○宮務委員 次は長期金融機關の確立の問題であります。これは池田閣議から生れました開業銀行、輸出入銀行——輸出銀行はできておりますが、まだ入の方はできておりません。こういうことを近くおやりになるものとわれわれは期待しております。そこで長期資金の供給、ことには開業資金及び貿易資金の供給といふことが達成せられるであらう、かように考へておりますが、一万田さんは政府機關として開業銀行、輸出入銀行、民間としては興業、勸業を長期金融機關として確立する、こういうのであります。そういたしますと、これは大蔵大臣に御相談の上——もと／＼そういう特殊銀行であつたので、ひとつ興業銀行や勸業銀行を特殊金融機關として、いわゆる長期金融の専門店としてほしい、こういう希望があつて、それに大蔵大臣がお考への上、政府機關として設けられようとする開業銀行、現にできておる輸出銀行、こういうものと相まつて長期金融をまかなう、こういうことなら私も異論はありません。しかし日銀總裁といたしまして、また政策委員会委員長といたしまして、あるいは個人一万田という資格におきまして、これは勸業と興業に手形を振つたような言葉になる。こういうことは私はその他の金融機關、また金融的にあります金融機關を、いづれ正常の形にもどさなければならぬ時代におきましては、少し行き過ぎた、專斷的な言葉であらうと思ひますが、これらの点について大蔵大臣のお考へと、長期金融機關の確立の問題に対する方針とを、お伺ひしたいのであります。

○池田田務大臣 御承知の通り敗戦後、長期金融機關であつた特殊銀行は、全部普通銀行に相なつたのであります。しこうして長期金融機關の必要性は、昔にもまして強く叫ばれておるのであります。しからば普通には日本興業銀行あるいは勸業銀行を、長期金融機關専門にしたいといふ個人的意向はだれも持つていないと思ひます。しかしこれを法律を設けて別につくればあれでございますが、今の勸業銀行に昔のようない銀行になれと言つたとき、何と言ひますか。これは私は民間で議論があつたと思ひますが、勸業銀行は反對したといふことを聞いております。しこうしてまたかりに日本興業銀行でも、昔のようない法律による長期金融機關に左れといふことを、まあ法律を設ければ別ですが、當局者に聞いたならば、昔のようない日本興業銀行になりたくないといふ意向が強いと思ひます。そこで私は何もしやがるものかどうしよういふのはなしに、これは必要に應じて、できれば特別法によつてこしらへるかどうかといふことが問題でございますが、それよりも先に、日本開業銀行といふものを設けるのがほんとうだ。日本開業銀行といふものをやつて、そうして強力に長期金融をやつて行けば、勸業、興業のいやがるものを、特別の法律で長期金融機關として設ける必要はないと思ひます。また日本開業銀行だけではどうしてもいかなというところになれば、これは適當な方策をそのとききめればよいと思ひます。勸業、興業が自発的に昔のようない特殊銀行になるといふことであれば、これは望ましいかも知れませんが、今の情勢では、私はこれになれといふことを命じて、向うは不本意だ、いやだといふ

ことを言ふと思ひます。従ひまして進むべき道といたしまして、輸出銀行また国内的には開業銀行をして国内長期金融をまかなうと同時に、外資導入の受入れ態勢にもしたいといふふうな氣持であるのであります。

○宮務委員 開業銀行の御構想は前から伺つておりました。これに熱意を注がれておる現状でありますので、それが一日も早く具体化するのを期待してやみません。

統一して外資法の改正につきまして、現在大蔵大臣は何かお考へか。御構想があらましたら、これは簡単でよろしくございしますが、お答をいたしたいと思ひます。

○池田田務大臣 外資の導入につきまして、ただいま資本の増加の場合に限るといふふうな考へ方で行つておるのであります。私はこれは少しきつてくつ過ぎるので、もつと外資が来いように改正する必要があるのではないかと、今研究を続けております。

○宮務委員 今の外資法の件ですが、これは口さがない評論家等に申させますと、どうも現在の外資法は外資導入阻止法だと言つております。それで大蔵大臣も幸いにその点に御留意くださつて、改正に志していただくわけでありまが、日本の経済がほんとうに立ち直るというためには、どうしてもお説のように外資導入を促進しなければならぬので、この点を、たいへんお忙しい時期でありまが、関係方面との御折衝も進められまして、ぜひ急速によりき方法に改まるように願ひしてやみません。

次にやはり一万田さんの話しました

言葉に、金融審議委員会というものをどこにこしらえるのだから、それはまあ、自分のプライドエイトのアドヴァイザーとでもするのですか、どうするか、それは少しも内容がわかりませんが、集まるメンバーというものは、銀行家やその他の人が集まつてお話しをするようにあります。しかし国の金融政策というものは、大蔵大臣監督のもとにおいて、おおむね政策委員会が中心となつてやる。その外にこういう懇談会というものができるとよいのか悪いのか、これは議論のあるところでありまして、かような懇談会を一万田さんが主催してつくるといふことは、どうも現在の日本銀行総裁、政策委員会の議長という立場から行くと、若干越権的な行為ではないか。それは法律の第何條に解れるという意味ではありませんが、少くともこういうことについては、大蔵省の事務当局なり大蔵大臣に御協議の上、内諾を得てとり行うべきことであらうと思ひますが、これらにつきまして何か大蔵大臣が事務当局等に御連絡があつたかどうか。この点をひとつお話しただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 けさ新聞にそんなのが出ておつたかと思ひますが、これは何も大それたものではないのであつて、とくに「ボリシー・ボード」の方にも、銀行家の代表、産業界の代表が出ておられますが、それに限らず、一般金融界、産業界の人ときく「集まろう」というので、私は軽い意味ではないかと思ひます。たとへば大蔵省へ顧問を置いて、五、六箇月の間に一、二回しか会つておりませんが、そういう軽

い意味のものだと思ひます。しつこくして一万田君の構想が固まれば、また相談にもなるでしょうし、またそういう場合には、大蔵省からも出て行つて様子を見ていい、こう思つております。きよりの新聞に出てゐることは、そんな大それたものではないに、ときどき集まつて雑談をしよう、こういうことだらうと思ひます。

○宮崎委員 なか／＼大蔵大臣は寛容でありますけれども、これらの懇談会などができれば、何かいろ／＼な操作をするという危険は絶無ではありません。御相談があらましたら、十分内容を調べて御判断をしていただきたいことを、蛇足ではなだ恐縮ですが、一言希望として申し入れました。

それでお話は伺ひたいと思ひますが、たくさんありますが、しかしお約束をいたしたきまつた時間を経過いたしましたので、これ以上申し上げることもどうかと思ひますので、本日は金融政策に対する問題は、この程度にとどめます。

最後に一つ、今まで申し上げましたことを要約いたしますと、現在の日本銀行法の政策委員会に關し、具体的には十三條の二の規定を曲解いたしておるところから生れまゐる行為が多いようであり、これは私の想像かもしれませんが、十三條の中にあります「基本的ナル通貨信用ノ調節ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコトヲ任務トス」とあります。こういうことを、大蔵大臣の監督のもとにおいて政策委員会がやるのであつて、この字句にもかなり疑問がある。これは第五回国会においてわれ／＼が審議した法律

であります。當時気づかずに通したわれ／＼にも責任があるかも知れませんが、どうもこの権限を非常に広汎なものだと考へておるものが、この政策委員会及び政策委員の面々の考へ方である、私はこう思ひます。そこで一つ一つの字句をとらえて、こうではないか、ああではないかといふことは、きよりは議論はいたしません、大蔵大臣といたしまして、近き時期においてこの規定を改正せられる御意図があるか。あるいはこれを関連して、新銀行法等によりまして、このような矛盾した字句等を修正される氣持を持つておられるかどうか。この点を最後に明らかにしていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 宮崎委員は、非常に寛容であると言われまゐりますが、私は決して寛容ではありませぬ。引締めるところはびし／＼と引締めますから、どうぞ御安心願ひたい。

それから今の日本銀行法の十三條の二でありまゝか、金融政策、金利政策についてどうこうと申しますが、これは日本銀行内部の意思決定でありまして、あくまで大蔵大臣の監督のもとに行くのであります。しつこくしてまた、日本銀行法の改正あるいは一般市銀行政法の改正につきましても、検討を加えております。今国会に出そうかと思つたのでありますが、お話のような点がございまして、いまだ少しく検討したいと思ひます。いざ新しい事態に沿つたような銀行法をこしらへなければならぬと思つております。

○宮崎委員 これで一応本日は終りますが、この際農林委員長代理に要求しておきますが、ただいまの大蔵大臣の御答弁によりまして、大抵一万田さん

の構想というものは、かつて一人でお考へになつた程度のことと、日本政府の権限を冒瀆したり、または大蔵大臣の監督を排除して行動しようという悪い性質のものではないといふことを、私としては了承いたしました。しかし今後ともありますことで、来るべき金融政策につきましても、もしかやうなことがたび重なつて起り、当面の銀行局長なり大蔵大臣も全然知らぬという、越権行為とわれ／＼が信ずるものが現われまゐる場合におきましては、当委員会には、一万田総裁の御出席を求めて徹底的に糾問する用意のあることを、御承知おきを願ひたいといふことを、特に本委員会の記録にとどめておきたいと思ひます。これをもちつて私の質問は終ります。

○農林委員長代理 宮崎君の御発言に對しましては、委員長はこれを了承いたしました。後日善処いたします。内藤友明君。

○内藤友明委員 私は宮崎さんの質問と少し違ひますが、一万田さんを引合ひに出しての話ではありませぬ。私は農林漁業者を引合ひに出して二、三お尋ねしたいと思ひます。それは、政府は農林漁業資金金融通法並びにその関係法律をお出しになつたのでありまして、これからその審議に入るのではありませんが、その審議に先だちまして、二、三大蔵大臣にお尋ね申し上げたいと思ひます。

農林漁業資金の梗概いたしてあります原因は、いつも申すこととありますが、これは資金量の不足といふことと、融通条件の不適合といふことから来ております。それにもう一つは、わが国の農林漁業経営の特殊性から来ております、いわゆる信用受人の農勢の欠如といふことであらうと思ひます。従つてどういふものにする融資は、これは政策的融資といふことが先になるものでありまして、政府は相當思い切つたお考へを持つていただかなければならぬのであります。今度お出しになつた農林漁業資金金融通法案の第一條を見ましても、農林漁業の生産力の維持増進をはかるにあるといふことを書いてあります。従ひまして、私はこの資金がすべての農林漁業者がこの思恵に浴するやうな配慮をすべきであると思ひます。従ひまして、これに對して大蔵大臣はどうお考へでありますか、伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 すべての者と申されましても、お話の通り何分にも資金量が十分でない点もあつた。また受入れ態勢その他の不整備の点もあつたので、すべての者と申すことになしに、できるだけ多くの人に潤振りたいと考へております。

○内藤友明委員 なるほど資金量は、今度出ますのは六十億でありまして、ごく少いものであります。そこで私次に伺ひたいのは、今年は六十億になつておられますが、来年はどういう御計画かというお尋ねであります。と申しますのは、農林漁業といふのは、たとへて申しますと、土地改良にいたしましても、あるいは林道を築くことにいたしましても、漁港を修築することになりまして、その仕事の實體から申しますと、継続的事業になるものであります。従つてその資金も継続的に出なければならぬ、こういう性質のものであります。でありますから、ことしは六十億であります、来年からこれがど

うなるのか。これは重要なことでありますので、大臣のお考えを承りたいのであります。もし来年からこの融資が継続されぬということでありますならば、その場合の措置はどういふことをなさるのでありますか。それもひとつお伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 お話の通りに、この六十億円が一年つきりであつては、これは非常にやりにくいと思ひます。せつかくこういふ制度が必要であるという考えのもとに設けられたのでありますから、今後、財政事情にはよりまするが、できるだけ継続して行きたいと思ひます。

○内蔵(友)委員 もう一つお尋ねいたしたいと思ひますのは、昭和二十三年でありましたか、復興金融庫から農林漁業復興資金として四十億のわくをおつくりになつた。そのとき政府は閣議で、農林漁業復興資金融通措置といふものをきめられたのであります。その文書の中に、恒久的機構実現に努力するものとするが、暫定的には農林中央金庫を活用する、かういふようなことが書いてあります。ところがこの四十億出ておりました農林漁業復興資金の残高二十億は、先年農林中央金庫に優先出資せられました中から取上げになりました。ただいまは農林中央金庫の特別勘定になつておるのであります。この特別勘定になつておるといふことが、農林中央金庫の他の事務を妨げておるのであります。政府は閣議できめられましたように、恒久的機構を考えると、この残高を何とかするといふお約束であります。今度農林漁業資金融通法をおつくりになつた機会に、この残高をどう御処置なさる

のであります。この法律で、もし残高を承継されない場合には、この事後処理をどうなさるのか。ひとつ承りたいのであります。

○舟山政府委員 農林漁業特別会計をこしらへました当時は、金融制度の全面的改正を予想しておつたのであります。それが、その後金融制度の改正はとやめになりました。従つてその跡始末の問題が起つて来ておるのであります。お話の通り、現在農林中金特別会計で約二十億近い貸出しが残つております。今度農林漁業資金融通特別会計ができますが、それをそつくりそのまゝこれに移すことは、法制上もその他の事情から見ても不可能かと思ひます。しかし新しい特別会計におきまして必要な資金を出すといつたようなことで、適宜実際上乗り移つて行くものもあるかと考えます。その辺は実情によりましてよろしく措置して参りたいと思ひます。

○内蔵(友)委員 ただいまのお答えで了承いたしました。もう一つ大臣に伺ひたいことは、水産銀行の問題であります。実は水産銀行をこしらへるのは、大臣は反対しておられるようでありましたけれども、私も反対であります。私の反対の理由は実は大臣のお考えと違ふのであります。かういふ漁業に対する特殊金融、これは水産銀行とは申せ普通銀行であります。普通銀行であります。まゝ舟山さん銀行に入つてしまふのであります。舟山さんはよく水産のことを知つておられるかどうかわかりませんが、概して私はしろうとの方と見るのであります。従つてかういふ特殊金融をしろうとの方に移すことはいかぬのであります。

して、私はそういう意味で反対であります。廣川農林大臣は、水産銀行はどしどしつくるのだ、これから池田さんを陥落させるのだ、かう言つておられますが、大蔵大臣は、そんなものはだめなんだ、こつちやつておるわけでありまして、水産業者はもや／＼しておるので、ひとつ何と農林大臣と大蔵大臣の間でつくるのかつくらぬのか。これをはつきりさせてもらいたいと思ふのであります。私はこしらへてもらいたくない。既設の金融機関でやればできると思ひます。これにはいろいろの理由があるものであります。私はその理由を聞きたいのであります。大蔵大臣のお考えを聞きたいのであります。

○池田国務大臣 水産銀行ができましたからといつて、銀行局長のもとに――しろうとのもとに移るのはいかぬといふのはどうかと思ひます。舟山君は商人ではありませんが、実業家でもないであります。銀行の監督をやるだけで、水産銀行の頭取がらつたばな人であれば十分まかなつて行けると思ひます。水産銀行を設けるか設けないか、――水産金融の必要がありまうので、水産金融をまかなつて行けるだけのりつばな銀行ができれば、私は反対するものではありません。新銀行は、設けましてもなか／＼動きがたいた。ことに水産金融といふものは、並たいていの銀行ではやつて行けません。かるがゆゑに、私は設ける必要は認めますが、そら／＼りつばな銀行ができそうもないから、やつぱり既設のものを使つて行く方がよい、かういふのであります。納得の行くような銀行ができれば、私は廣川君の説にすぐ賛成いたしますが、今持つて来ている案

では賛成できません。水産銀行はきらいじやありませんが、農林省の考へているあの水産銀行はきらいである、かういふのです。

○宮腰委員 一昨々年特殊銀行の廃止といふことによりまして、不動産金融機関がたな上げになつておるようであります。この問題については地方の農民あるいは都市の中小工業者、かういふ方々が非常に困つておるようでありますので、これをせめて復活してほしい。もし復活しないといふならば、元の勧銀、興銀をもう一度昔の状態に戻す。といふのは、ガヴァメント・バンクでなく、全然これと離れた一般銀行の中に、長期金融機関をつくつてほしいといふ希望を申し上げておきたいのであります。これについて再々お願いいたして参つたのであります。この新銀行法の中に特別な不動産長期金融機関、あるいはまた工業に関する長期金融機関を織り込んでもらへるかどうか、希望がた／＼お伺ひいたします。

○池田国務大臣 不動産金融といふのは、私も一昨々年来考へておるのであります。が、なか／＼困難であります。一時勧業銀行の中へ不動産金融部を置いたかどうかといふふうなことで検討いたしてみましたが、不動産担保の金融といふものは、どちらかといつたら中小でございいます。調査から申しましたもなか／＼経費がかかりまして、動かす金額は少い。しかもまたこの財源を金融債その他で集めるといふことになりまして、なか／＼金利が高くなりまして、大体貸付金利を年一割八、九分から二割くらいにしなければ採算が行かぬやうであります。かうなつて来ますとなか／＼やつかない問題でございま

して、私は検討は続けておりますが、特殊な不動産金融といふものはなかなか成り立ち得ないのではないかと、いふ氣持を持つております。中小企業におきまして、かういふ不動産ほどではございせんが、非常に経費がかかりみんなやりたがらない。それで特別専門店を置いたりあるいは特別の金を流してやつております。この中小企業金融はよく軌道に乗りかけましたが、不動産金融はなか／＼やつかない問題であります。設けたいと思つて検討は続けておりますが、今のところなか／＼よい案が出ない状況であるのであります。

○宮腰委員 大蔵大臣は、今後開発銀行を創立しようと努力されておるやうであります。この開発銀行をこしらへた場合に、一般銀行にそこから代理貸しをやらせるものか、あるいは旧来の長期金融機関であつた興銀、勧銀、北拓あたりから特別な長期資金の融通をして、長期金融をさせるという方法をお考えになつておられますか、伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 開発銀行につきましては、ただいま関係方面と折衝いたしております。これの資金源をどこからどの程度持つて来るかといふことにつきまして、一つの議論があります。と、仕事を一般市中銀行の長期貸しを肩がわりすることに定めるか、あるいは新規の貸付にこれに認めるか、もしそうした場合にその割合をどうするか、かういふふうないろ／＼な点がありますので、関係方面とただいま折衝をいたしておるのであります。私は、スタートのときには、ごく小規模でも早くやりたいと思つておるのであります。

するが、あまりに小規模過ぎてもまた動かぬというような実情になつて参りますので、今せつかく話を進めて検討を続けておるような状態であります。

○宮崎委員 もう一点お伺いします。それは大蔵大臣の権限と日銀政策委員会の権限の関係であります。先ほど大蔵大臣は、これは日銀の内部的な決定機関であるから外部に關係がないのだ、こういうお話でありましたが、私は、政策委員会は日本全体の金融政策の決定機関であると考えているのであります。新銀行法の第四次試案、第五次試案を出された当時においても、この新銀行法の内容では、大蔵大臣の金融政策に対する監督で、政策委員会が無能化してしまふということでも大分めておつたようでありました。私は、この日銀の政策委員会が内部的な決定機関であるとは考えられない節もあるもので、今度の新銀行法改正と関連した問題で、日銀の政策委員会の委員の中から、大蔵大臣が金融政策を決定される、結局金融の流れを阻止するといふので大分非難があつたようでありましたが、もう一度大蔵大臣の権限と金融政策委員会の権限をお伺いしたい。

○池田国務大臣 先ほど御質問の日本銀行法十三條の二でありますか、あそこには書いてありますのは、日本銀行の意思決定の機関であると思ひます。しこうして財政金融に對しては、国會に責任を負ふかと申しますと、國會に對しては、大蔵大臣の責任を持つておられます。そこでいろいろ議論が出て来るのであります。たとえば金利は御承知の通り日本銀行の政策委員会できめまします。しかし金利は金融政策に非常に重大な影響がある。そこでいろいろ

るな問題があるのであります。新銀行法につきましても、その問題につきましても十分検討する必要がありますので、本國會に出すことを見合しておるのであります。將來の問題といひましては、相当検討する余地があると思ひます。

○宮崎委員 これは税の問題であります。私は富徴税は廃止すべきであると考えております。というのは、富徴税を實行しようといふことになつたので、昨年現金の調査といふことが問題になりまして、この調査をし始めようといふことになつたところが、銀行から始終金が引出されておる状態でありました。また現金はめんどろだから調べないといふことになりまして、株券を持つてゐる方は株券を授け出す心配がありまして、この事実もごく最近になつてだんだんその傾向があるやうに伺つておるのであります。富徴税を調査するために株券を調べるならば、株券を授け出して現金を持つてたんすのやうにする、こういうことになるので、富徴税の制度があるために、かえつて経済界を混乱せしめるやうなおそれがあります。また税を毎年調査する。そこで今年と来年とで幾らかの利益があると、これは根こそぎ税の對象になつてしまふおそれがあります。資

もこれを強行して経済界に混乱を招いてもさしつかえないという御見解でありますか。

○池田国務大臣 これは議論のあるところでありまして、お考えは承つております。私は税の理論から申しますと、これは悪税ではないと考へます。しかし調査に當りましては、よほど経済界に悪影響を及ぼさないやうにやつて行かなければならない。従ひまして銀行の預金調査をやめさせました。また株券の評価に對してはやはり申告を第一にして行くといふことで、ややこしい計算を税務署から指示するといふことはとめておるのであります。初めてのことでございますので、どんな申告が出来るか、どういふふうな状態になるかといふことを見きわめた上で、お

○宮崎委員 もう一点、本日閣議決定率法の一部を改正する法律案の上程があるやうなので、これについて各種経済団体から相当陳情も参つておられます。ぜひこれは委員長にお願いしておきますが、公聴會を開いて各経済団体の意向を聞いてもらいたいと思ふので、ぜひそのやうにとりかはらつていただきたいと思ひます。

○奥村委員長代理 ただいまの宮崎君の御発言は委員長において承りました。おつて適當にとりかはらいます。

○松尾委員 もう時間がございせんから一度お尋ねいたします。通貨がたいへん膨張をしつぱなしになつております。これは一部特需や貿易に關係ある人は景気がよろしいですけれど、一般的には非常に金詰まりになつてしまふ。これは私考するに政策

的に欠陥があるのだと思ふのです。この欠陥の消極的な原因と積極的な原因の御説明というか、これについての御意見を承りたいのです。同時に今年の少し見通しはどのくらいに通貨になるかという見通しをお伺いしたいと思ひます。いよ／＼ふえる一方でありました。よく、一体どういふものをどういつた具體的な方法で収束して行くか。ともすれば税金で収束するやうな方法をおとりになるので、なか／＼零細所得者には痛いのですがお尋ねしたい。

もう一つは大蔵大臣が開発銀行をおやりになるといふお言ひになつておられますし、努力していらつしやる御様子ですけれど、これは日本で行なわれている、ちよつと形のかつたユーザンスと同じやうに、まあ言へば外貨が置かれたときと同じやうに、何かインフレーションの一つの原因になるやうなことはないですか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 通貨は御承知の通り昨年の今ごろに比べまして七、八百億ふえております。これは輸出貿易の増大、生産の増強等起因するものでございまして、決して不健全だとは考へておりません。なお今後の通貨の見通しは、貿易の状況あるいは生産の状況によつてかわつて来るのでござい

銀からの借入金が増加する原因をなすような準備ではやらないのでござい

○松尾委員 私は五千億近くになるのではないかと心配している一人です。それからもう一つは、これはお話がちよつと飛び離れますけれど、今の状況から言ひまして、自由為替になるやうな時期はいつごろかといふことをお尋

ねしたいのです。これは今の占領下にあつてとつびな質問だと思ひになるのでしようが、ユーザンス問題とかその他外国貿易の面で、外国品の上昇なんかの部面から考えまして、均衡予算とか健全財政とかいふことになると、どうしても自由為替がいいのではないかと、この見通しをお伺いしたい。

○池田国務大臣 五千億となるというので御心配なさつておられるようですが、五千億円の通貨が必要であつて五千億になるなら何ら心配はありません。そういうお考えをお起しになるから私は軽々しく言えないのであります。

次に為替管理がどうなるか、占領下だからどうだということをおつしやいますが、各国とも為替管理をやつております。最も強いのはイギリスであります。講和條約成立後におきまして、日本の貿易の状況あるいは世界の貿易の状況によりまして、為替管理を必要とするならばやります。今の状態では戦勝国のイギリスも、日本以上のきついのをやつておるのであります。これは講和とか占領とかなんとかという問題ではありません。純然たる経済問題であります。

○深澤委員 預金部資金の運用の問題について大蔵大臣にお伺いしたいのであります。本年度の預金部資金の運用を見ますと、昨年度見返り資金から出しました電通、国鉄等の資金を今度は預金部資金で出すようになっております。さらに金融債の引受が去年の倍になつておるといふような状態を見ますと、この預金部資金の運用の問題について、地方からも、あるいは一般大衆

からも相当の要求が出ておるのであります。ところが実際の運用は大産業にこの預金部資金の大部分が傾斜されまして、そして中小産業や地方への還元ということが非常に少いという問題について、これは相当問題があるのではありませんか。この問題について大蔵大臣はどういうお考えを持つておられるのか。この点をひとつお伺いしたい。

○池田国務大臣 大産業にばかりやつておられるではありません。運用の相当部分は地方債の引受であります。そして金融債を引受けることによりまして、地方銀行も潤うことに相なるのであります。決して大産業にのみ出すという考えは持つておりません。

○深澤委員 それから見返り資金の中で経済再建費というのが昨年度よりも非常に多くなつて、七百五十四億何千万円というものがあつたのであります。この見返り資金中の経済再建費は、どういふ方面へ使われるのか。その具体的な計画がございましたらお示しを願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 具体的な計画はただいま持つておりません。情勢によりまして使途をきめて行きたいと思ひます。

○深澤委員 その次にお伺いしたいことは信用金庫法、相互銀行法というのが当委員会の議員提出議案として今問題になつております。しかしながら最初はこの政府の発案というふうにおかれは聞いておつた。ところがこの二つの法案の内容を今検討いたしますと、どうも信用協同組合を否定する思想から来ているのではないかと私は考へるのです。しかしこの協同組合組織といふものは、終戦後における日本の再建と民主化の一つの大きな方向で

あると考へます。ところがこの信用協同組合の方向を否定して、信用金庫法と相互銀行法という形において、これに信用協同組合組織を吸収して行くという結果になることを、私は非常におそれるものであります。この点について大蔵大臣はどういうお考えを、持つておられるか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○舟山政府委員 無盡会社を改組して相互銀行とする。それから現在の信用協同組合を改善いたしまして信用金庫とする構想は、当局において十分研究したのであります。いづれも現在あります無盡会社なりあるいは信用組合の弊害をためつと強力なものにし、その機能の増進をはかうとするものであります。協同組合のことについてお尋ねでありましたが、これはその法案の説明のときにいろいろお話があるのをごさいます。たゞとせば自己資本の確保というやうなことも欠けておる。それからその経営が確立しておらない。専門家によつて経営されないといふことになると、それはひいてそれに預金いたします預金者の利益も害することになるから、これは最小限度の金融機関としての態勢を整えなければならぬ、こゝういふ見地で研究いたしましたのであります。

○深澤委員 賛否の問題については、この法案の審議のときに申し上げたいと思ひます。

さらに最後にお伺いしたいことは、すでに予算は衆議院を通過して参議院に移つておるのであります。それにもかかわらず、重要な予算の内容をなすところの外為替資金特別会計とか、緊急物資輸入基金特別会計とか、ある

いは資金運用部特別会計とかいふ法案が未提出なのは、われ／＼非常に遺憾に考へるのですが、これらの諸法案の提出の問題については、大蔵省はどういう考へをもつておられるのか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 先般の閣議ではほとんど決定いたしましたので、ごく最近に御審議を願うことに相なるかと思ひます。

○農林委員長代理 午後は相互銀行に関する小委員会を開くことになつておりますから、委員諸君は御出席をお願いいたします。なお鑑工品に関する小委員会も午後一時半から開会いたしますから、御出席を願ひます。

午後零時五十五分散会

・本日は本委員会をこれをもつて散会いたします。